

パラグアイ・ブラジル
投融資審査等調査報告書

昭和52年3月

国際協力事業団
農業開発協力部 農業投融資課
林業開発協力部 林業投融資課

CR(20)
77



| | |
|---------------------|------|
| 国際協力事業団 | |
| 受入 月日 '84. 8. 23 | 708 |
| 登録No. 13571 | 38.9 |
| | ADF |

7000
9295
FFC

目 次

| | |
|-------------------|----|
| I 調査団の概要 | 1 |
| 1 調査団名 | 1 |
| 2 調査目的 | 1 |
| 3 調査団の構成 | 1 |
| 4 調査日程 | 1 |
| 5 調査関係者 | 2 |
| II 融資対象プロジェクト調査結果 | 6 |
| 1 ブラジルの農牧開発事業 | 6 |
| (1) 事業の概要 | 6 |
| (2) 現地調査結果 | 11 |
| 2 イグアス試験造林事業 | 12 |
| (1) 事業の概要 | 12 |
| (2) 貸付の概要 | 17 |
| (3) 現地調査結果 | 17 |
| 3 ブラジル香料植物開発事業 | 18 |
| (1) 事業の概要 | 18 |
| (2) 貸付の状況 | 22 |
| (3) 現地調査結果 | 22 |
| III ブラジルの経済概況 | 26 |
| 1 国内生産 | 26 |
| 2 1975年の各部門 | 26 |
| (1) 農 業 | 26 |
| (2) 牧 畜 | 27 |
| (3) 林 業 | 27 |
| (4) 工 業 | 27 |
| 3 消費者物価 | 30 |
| 4 賃 金 | 31 |
| 5 財 政 | 31 |
| 6 金 融 | 31 |
| 7 貿 易 | 31 |

国際協力事業団

JICA LIBRARY

53. 4. 21

No. 38

1030254(B)

7000
9295
FFC

| | |
|------------------------|----|
| (1) 輸 出 | 35 |
| (2) 輸 入 | 39 |
| 8 国際収支 | 40 |
| 9 為替管理 | 41 |
| 10 外国借款 | 42 |
| IV ブラジルの森林法 | 46 |
| V ブラジルの農業と外資政策 | 54 |
| 1 農業の概要 | 54 |
| 2 日系社会 | 55 |
| 3 日伯貿易 | 56 |
| 4 外資政策の基本と外資導入状況 | 66 |
| 5 外資政策のポイント | 57 |

I 調査団の概要

1 調査団名

パラグアイ・ブラジル投融資審査等調査団

2 調査目的

パラグアイ農牧開発事業に関する融資前審査、イグアス試験造林事業に関する融資後審査及びブラジル香料植物開発事業に関する融資後審査

3 調査団の構成

| | |
|------|----------------|
| 岡本敬三 | 林業開発協力部林業投融資課長 |
| 魚本富郎 | 農業開発協力部農業投融資課 |
| 湯川修介 | 移住第一業務部農牧課 |

4 調査日程

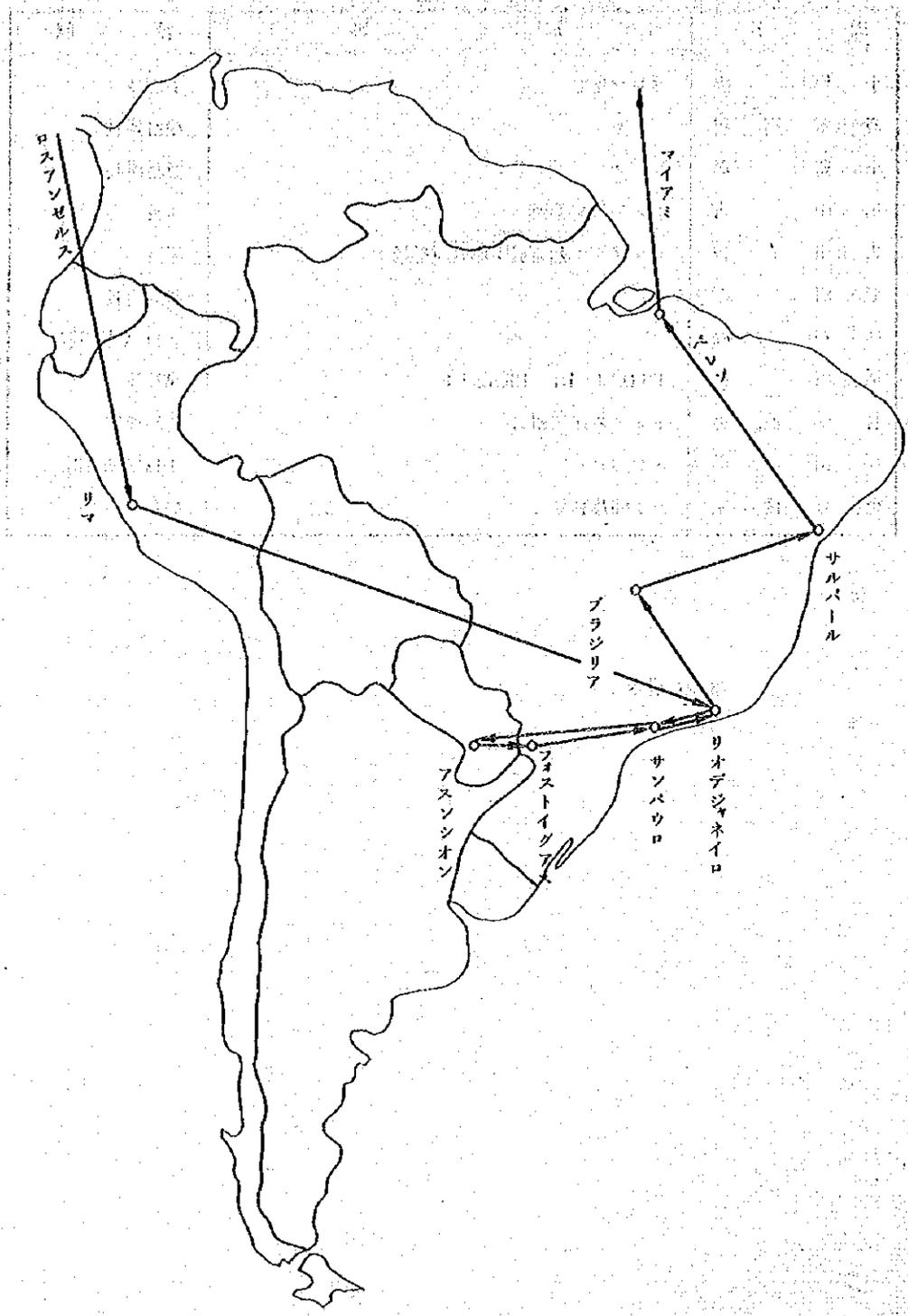
| 月 | 日 | 曜日 | 日 程 |
|----|----|----|--|
| 10 | 3 | 日 | 羽田発 |
| | 4 | 月 | リオデジャネイロ着 |
| | 5 | 火 | リオデジャネイロ発、アスンシオン着、在パラグアイ日本大使館説明 |
| | 6 | 水 | アスンシオン支部打合、パラグアイ経済企画庁訪問 |
| | 7 | 木 | アスンシオン発イグアス着 |
| | 8 | 金 | イグアス事業所打合 |
| | 9 | 土 | イグアス試験造林事業現地調査、箱根植木物駐在所打合、パラグアイ農業総合試験場視察 |
| | 10 | 日 | パラグアイ農牧開発事業現地調査、CAOSA打合 |
| | 11 | 月 | アルトパラナ林業試験場視察 |
| | 12 | 火 | イグアス発リオデジャネイロ着 |
| | 13 | 水 | リオデジャネイロ発ブラジリア着 |
| | 14 | 木 | 在ブラジル日本大使館説明、ブラジリア発サルパドール着 |
| | 15 | 金 | ブラジル香料植物開発事業タペロワ現地調査 |
| | 16 | 土 | サルパドール発ベレン着 |
| | 17 | 日 | ブラジル香料植物開発事業ベレン現地調査 |
| | 18 | 月 | ベレン発トメアス着、高砂香料物トメアス事業地、トメアス移住地、アマゾン熱帯農業総合試験場視察 |

| 月 日 | 曜日 | 日 程 |
|-----|----|----------------------|
| 19 | 火 | トメアス発ベレン着 |
| 20 | 水 | 在ベレン日本領事館説明、パラ州農務局訪問 |
| 21 | 木 | ベレン発ロスアンゼルス着 |
| 22 | 金 | ロスアンゼルス発 |
| 23 | 土 | 羽田着 |

6 調査関係者

| 氏 名 | 所 属 | 役 職 |
|--------------------------|--------------------|----------|
| 辻 羊 三 | ブラグアイ大使館 | 参事官 |
| 大 森 淳 正 | " | 領事 |
| 中 島 長 市 郎 | アスンシオン支部 | 支部長 |
| 大 類 弘 幸 | " | 総務課長 |
| 中 島 春 洋 | " | 業務課長 |
| 藤 野 深 | ブラグアイ経済企画庁 | JICA 専門家 |
| 後 藤 真 一 | イグアス事業所 | 所長 |
| 寺 神 戸 敏 | ブラグアイ農業総合試験場 | 場長 |
| 大 西 省 二 | 箱根植木協 | |
| 塩 水 流 隆 道 | " | |
| 赤 城 昇 | オオモリ農牧協 | 代表者 |
| 吉 崎 千 秋 | イグアス農牧協 | 副社長 |
| W. Ruix Lliax Riucros | FAO ブラグアイ林業試験場 | 場長 |
| 仁 科 修 | 高砂香料協 | 南米代表 |
| 関 口 洋 一 | ブラジル大使館 | 一等書記官 |
| 須 長 昭 治 | JICA ブラジリア事務所 | 所長代理 |
| 小 池 芳 一 | リオデジャネイロ支部ブラジリア駐在所 | |
| 石 塚 幸 寿 | レンヘ支部サルパドール駐在所 | |
| 日 高 全 馬 | 高砂香料協 | |
| 増 沢 幸 三 郎 | ベレン領事館 | 総領事 |
| 高 野 和 夫 | " | 領事 |

| 氏名 | 所 属 | 役 職 |
|---------|-----------------|---------|
| 小 松 豊 | ベレン支部 | 支部長 |
| 西 本 高 司 | " | 総務課長 |
| 小 島 進 | " | 業務課長 |
| 田 中 吉 | トマス事業所 | 所長 |
| 吉 田 貞 吉 | アマゾン熱帯農業総合試験場 | 場長 |
| 柴 田 剛 | " | 研究室長 |
| 一 戸 稔 | " | JICA専門家 |
| 浜 田 猛 | EIDAI DE BRASIL | 副社長 |
| 押 切 他 男 | トマス産業組合 | 常務理事 |
| 永 田 敏 | エンペロバ | JICA専門家 |
| 野 口 俊 宏 | パラ州農務局 | 局長秘書 |



II 融資対象プロジェクト調査結果

1. パラグアイ農牧開発事業

(i) 事業の概要

(i) 事業の概要

① 会社名 湘南観光開発株式会社

② 所在地 神奈川県中郡三浦町一色 1,705 番地

③ 代表者 大森 正 男

④ 資本金 1 億 2,500 万円

⑤ 株 主 大森グループ 50.1%

清和興業 49.9%

⑥ 営業内容 ゴルフ場経営

(平塚富士見カントリークラブレイクウッドゴルフコース)

(ii) 現地事業者

① 会社名 オオモリ農牧株式会社

(COMPANIA AGROPESCURIA OMORI SOCIETED AMONIMA)

略称 CAOSA)

② 所在地 パラグアイ共和国アルトパラナ州エルダンナリア郡(イグアス移住地内)

③ 代表者 大森 正 男

④ 資本金 5,000 万ガラニー(1 億 2,000 万円)

⑤ 株 主 湘南観光開発 100%

(iii) 事業地の概要

パラグアイ国は南緯 $19^{\circ}18'$ ~ $27^{\circ}31'$ 、西経 $54^{\circ}45'$ ~ $63^{\circ}27'$ の亜熱帯に位置し、ブラジル、ボリビア、アルゼンチンの 3 国に囲まれた内陸国である。総面積は約 4,000 万 ha で日本よりやや大きい。国土の大部分は未開発に近い状態で放置されており、人口もわずか 230 万人に止まる。

事業地はアルトパラナ州イグアス移住地に所在し、地区一帯は原始林でセドロ、ラパチョ等の有用材がある。土壌は肥沃なテラロンアが深く表土を占めているが、砂土地域も一部存在する。一般的には酸性で磷酸、加里が不足している。

気候的には亜熱帯に属するが、日較差が極めて大きく、又西季の区別、乾雨期の区別が明確でない。降霜は年間平均 5 ~ 6 回あり 4 月や 10 月に降霜をみることもある。

本事業地は JICA から移住予定地のうち約 8,000 ha について一括処分を受けたものでア

カラウ第2ダムによる水没予定地3,000 ha を含んでいる。

イグアス移住地はアルトパラナ県エンダンナリア郡にあり、昭和36年入植を開始し、現在167世帯が入植している。入植者は当初疎菜中心の営農であったが、肉牛養鶏を主として大豆、とうもろこしの雑作が増加している。最近はとくに肉牛飼育が盛んとなり、各戸の牧場と伍して牧畜経営を行うためにより生産性の高い集約的な経営の採用が検討されている。

(V) 事業計画の概要

イグアス移住地内の土地を一括処分を受け肉牛の生産を行うもので、すでに用地は取得済みである。

5年間で3,000 ha の草地を造成し、イグアスで初めてのソーハベレネ(芝科植物)を導入し、イネ科のコロニオン、ナビエル等との混植を行う。草地3,000 ha は繁殖用区2,400 ha、肥育用区480 ha、種牛用区120 ha に区分し、夫々6,000頭、50頭を飼養する。

肥育は夏場の6ヶ月間で行うが、ブラグアイでは最初の試みであるボアソン方式を採用し、1牧区1 ha という小牧区による輪換放牧を実施する。当初は肥育用購入牛を肥育するが、自家生産牛の拡充に伴い、自家生産牛の肥育に切り替えて、10年度からは繁殖から肥育まで一貫した肉牛生産を行う。

繁殖用素牛は亜熱帯の原始林という。環境に強いゼブ系のネローレ種として、改良の方向としてイグアスで飼養されていない大型牛のチアニナ種を導入する。牧野への家畜導入は♀ネローレ×♂ネローレ(インド系)、♀ネローレ×♂チアニナ(ヨーロッパ系)とし、交配は当初は自然交配で行うが人工授精を牧野造成の大半が完了する5年度目から開始していく。

繁殖区は1牧区10 ha に区分し、肥育区と同様に輪換放牧を行って牧草の有効利用と再生のため休養を与える。

肥育した肉牛は冷凍肉用としてアスンシオン市で販売する。アスンシオン市周辺には冷凍肉工場6、かん詰工場1、両方を扱う工場2があり、アスンシオン市は年間14~15万頭を消費する大消費地である。

また本プロジェクトを実施するに際し、日本技術者2名と日本で技術研修(家畜衛生コース)を受けた現地技術者を確保済みである。

なお、販売価格はkg当り1971年24ガラニー、73年55ガラニー、75年50ガラニー、76年に入って45ガラニーに下落している。

ボアソン方式とは私人ボアソンが開発した牧野施肥管理による集中的輪換放牧方式でブラジルの一部でも採用されている。

ボアソン方式の内容は次の組合せを行うものである。

① 気候風土に適した家畜牧草を導入する。

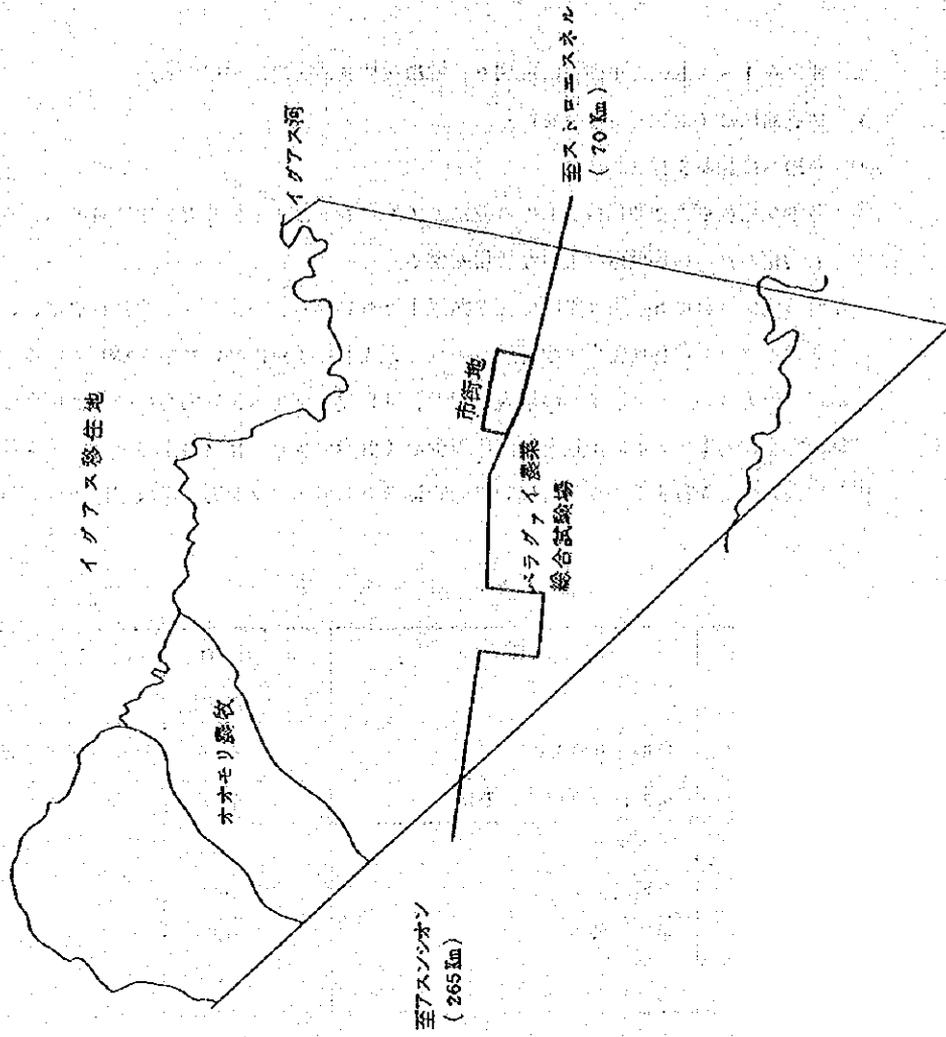
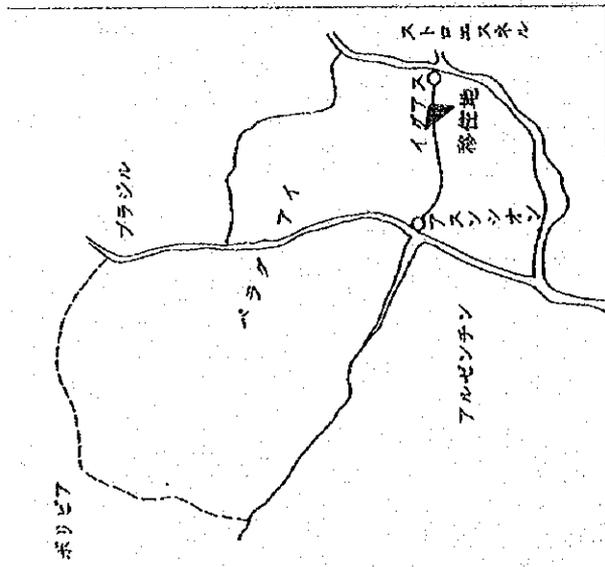
- ② 牧区を1～2 ha の小面積に区切り、輪換放牧を最大限に利用する。
- ③ 乾燥期にはイリグーションを行う。
- ④ 草地への施肥を行う。
- ⑤ 冬期又は乾期の補助飼料としての乾草サイレージ又は1年生北方型牧草栽培を行う。
- ⑥ 省力化のための機械類の大きな活用を図る。

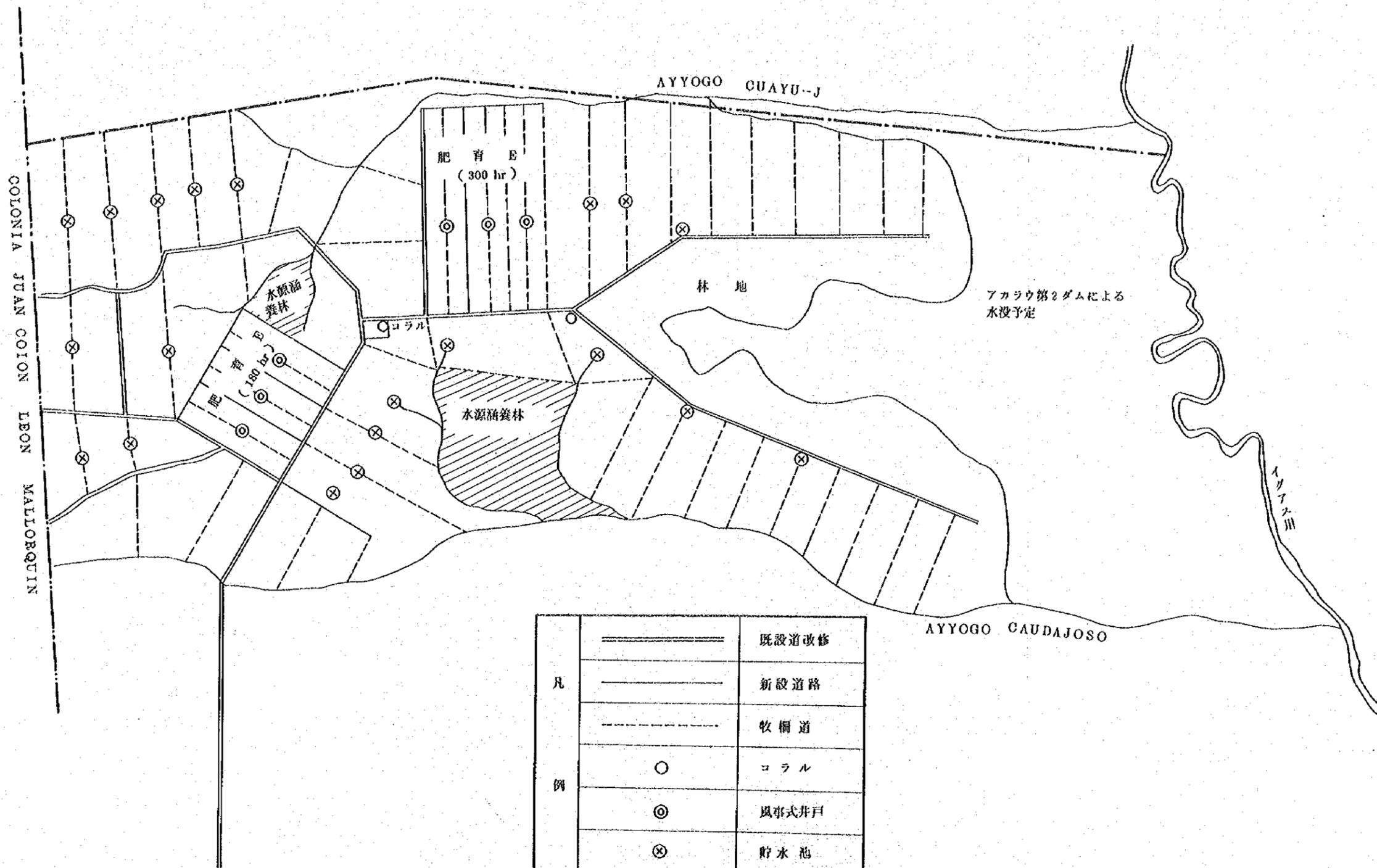
この方式によればha 当り年間5～6頭以上ともいわれ、パラグアイ自然草地における0.3～0.5頭イグアス移住地優良牛飼養家の1～2頭よりはるかに高い水準を示している。

ポアソン方式のパラグアイへの導入に関し、JICAイグアス試験場が技術体係確立のための試験研究を検討している。土地利用面積が少なく資力の少ない移住者がパラグアイ大牧場主に伍して畜産経営を行えるような近代的集約的経営としてポアソン方式が候補に上げられている。

事業計画表

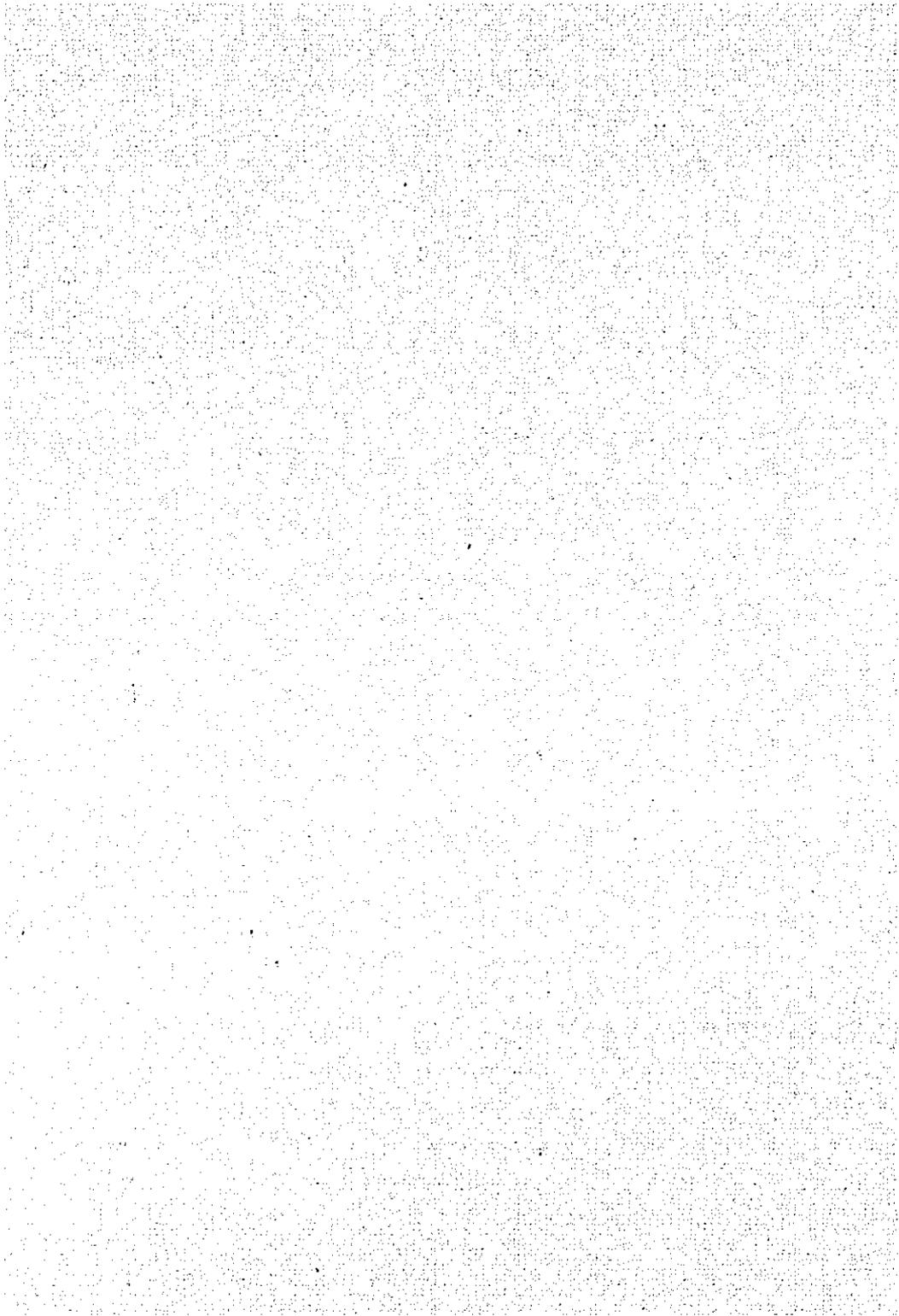
| 施設名等 | 仕 様 等 | 事業費 (百万円) | 実施期間 |
|--------|-------------|--------------|---------|
| 基盤整備 | 草地3,000 ha | 248.6 | 第1～第3年度 |
| 施設建物 | 畜舎、コラール、事務所 | 16.8 | " |
| 車輛・運搬具 | トラクター、トラック | 58.8 | 第1～第2年度 |
| 機械器具 | 発電機、ポンプ | 16.9 | " |
| 肉牛等 | 種牛、役馬 | 90.9 | 第2～第3年度 |
| 計 | | 432.0 | |

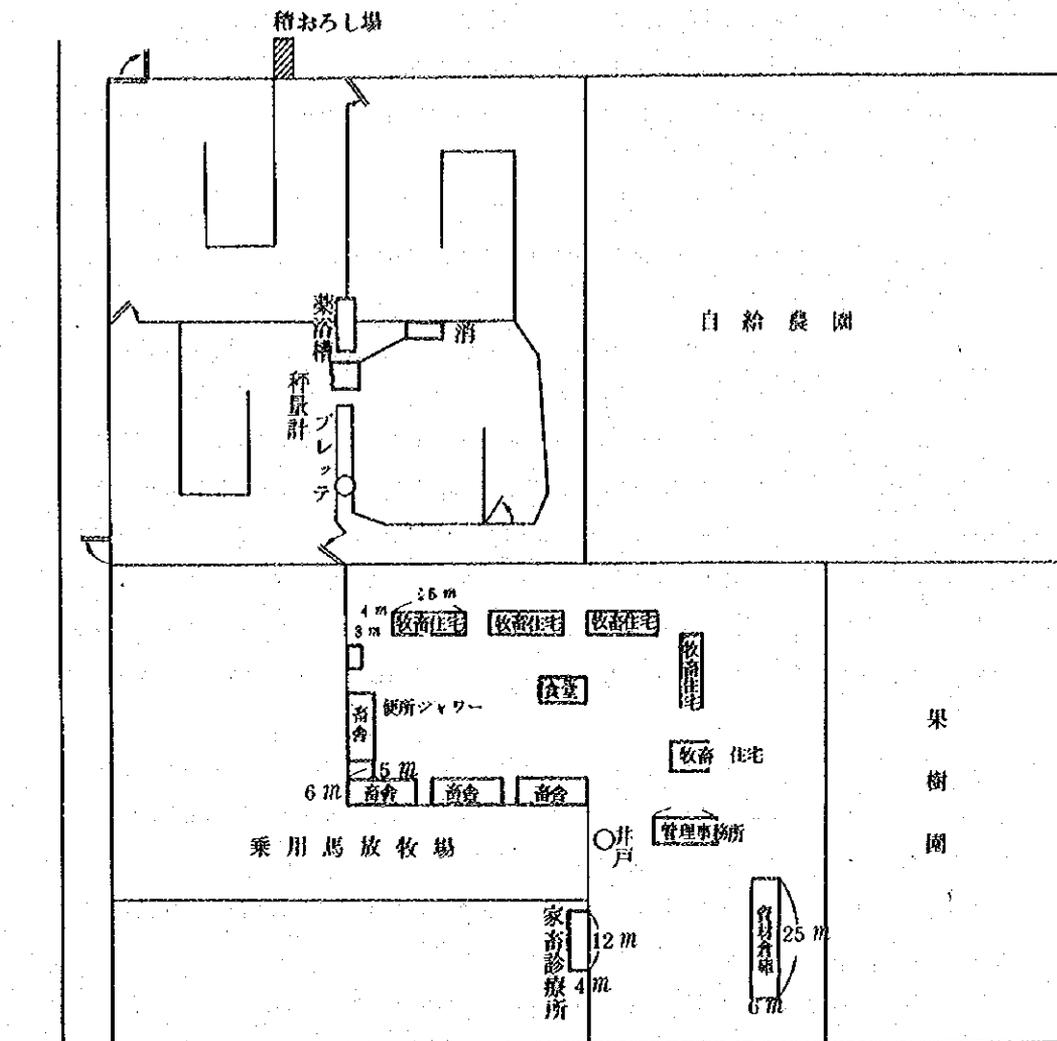




至アスンオン市 国道2号線 至ヴェルト、ブレンダンテ、ストロエ
フネル市

| | | |
|---|---------|-------|
| 凡 | ==== | 既設道改修 |
| | —— | 新設道路 |
| | - - - - | 牧欄道 |
| 例 | ○ | コラル |
| | ◎ | 風車式井戸 |
| | ⊗ | 貯水池 |





牧場センター施設配置図

(2) 現地調査結果

CAOSAは49年12月9日に設立され、12月31日にJICAより8,003haの払い下げを受けて現在に至っている。

職員は日本人2名であり、調査時には従業員10人程度の小規模な製材工場を有しセドロ、ラパチヨ、グァンタブー、カナフィスト等の製材を年間約300mを生産した。

製材についてはアルゼンチンがパラグアイからの材の輸入を全面禁止したことからパラグアイの製材業は大きな打撃を受けたが、現在ブラジル、アメリカへの輸出販路の開拓およびアスンシオンを中心とする内需への適応を図っているところである。

ただCAOSAは本来農牧会社であり、現在する森林の内の有用材の活用という意味での製材事業であり永続するものではない。

そのため、現在約75 haの伐開を実行して火入れを実施し、そこでコロニオン、ナビエル等を播種して、牧草の育成試験を小規模に実施していたが、火入れが完全でなく樹幹及び伐根が散在して放牧できる状態とはなっていないと観察された。

パラグアイの牧畜は雨期には牛の体重が増加するが乾期には減少する、過程のくつがえしであり、また、放牧牛の改良がほとんどなされていないためその生産性は決して高いとは伝えない。

本プロジェクトはパラグアイへのポアソン方式の導入、すなわち、草地を造成し、本料のコロニオン、ナビエルや芝科のソーハベレネの混植、集約的な施肥管理による輪換放牧を実施しようとするものであり、パラグアイの自然草地利用の粗牧経営から、ポアソン方式による牧養力の向上を志向する近代的な牧場経営への移行のためのパイロット事業ということができよう。

本事業を通じて多頭飼育技術体系が確立されれば周辺移住地に対するモデル事業となりうるばかりでなくパラグアイ全土約40万Km²の30%強にあたる15Km²において牧畜産業が振興されることとなる。

最後に審査にあたって注意すべき点は、現在スタッフは2名であり、現地においても事業の拡大に伴う人員の確保について努力しているとのことであったが、本格的な試験的事業の開始にあたっては人員の拡充がとくに畜産技術者が必要と思われる。

なおイグアス移住地にはパラグアイ農業試験場があり、畜産の専門技師も派遣され試験を実施しており、技術的指導を仰ぐことは可能と思われる。

またアカラウ第2ダムの完成によって8,000 haのうち、3,000 ha程度水没することになるが、その結果が周辺の草地及び森林に及ぼす影響に十分留意することが必要であると思われる。

2 イグアス試験造林事業

(i) 事業の概要

(ii) 日本側事業者

① 会社名 箱根植木株式会社

② 所在地 東京都千代田区丸の内1-9-1

③ 代表者 和田 貞次

④ 資本金 2,000万円

⑤ 株主 水附 経 雄 (32%)

和田 貞 次 (21 %)

水 附 うた子 (38 %)

和田 松 子 (7 %)

⑥ 営業内容

- a 花界植木種苗の栽培並に売買
- b 緑地造園一般の設計施工請負
- c 造園の一般資材、農機具、農薬品の売買
- d 園芸緑地造園に関する図書出版
- e 建築設計

(ii) 現地事業者

① 会社名 イグアス植林株式会社

(COMPANIA DE REFORESTACION YGUAZU SOCIEDAD ANONIMA, CRYSA)

② 所在地 パラグァイ共和国アルトパラナ県エルナヤンダリア郡イグアス移住地

③ 代表者 和田 貞 次

④ 資本金 1,560万グァラニー (3,600万円)

⑤ 株 主 箱根植木 100 %

(iii) 事業の目的

イグアス移住地においては造林用地はあるがパラグァイとして人工造林の実績はほとんどなく今後のイグアス地域における造林樹種の選定及び育苗を含む造林技術に関し、基礎資料を得て今後の造林を成功させようとするものである。

(iv) 事業地の自然条件

年間平均気温 21.7℃、最も暑い1月で平均 26.5℃、最も寒い7月で平均 16.1℃である。

年間雨量は 1,800 mm で4月と10月に雨期 (月間雨量 166 ~ 180 mm) がある。

熱帯及び亜熱帯の代表的なテラロンソア土壌で肥沃であり、表土は 1 ~ 1.5 m、下層は赤色又は黄赤色となる。土質は有料質の多い壤質土壌である。

(v) 事業期間

昭和 60 年度 ~ 64 年度の 5 年間

(vi) 植栽樹種

(1) パラナマツ

(2) エリオッティマツ

(vii) 試験項目

- (1) 適性造林樹種選定試験
- (2) 植栽密度試験
- (3) 育苗試験
- (4) 植栽計画

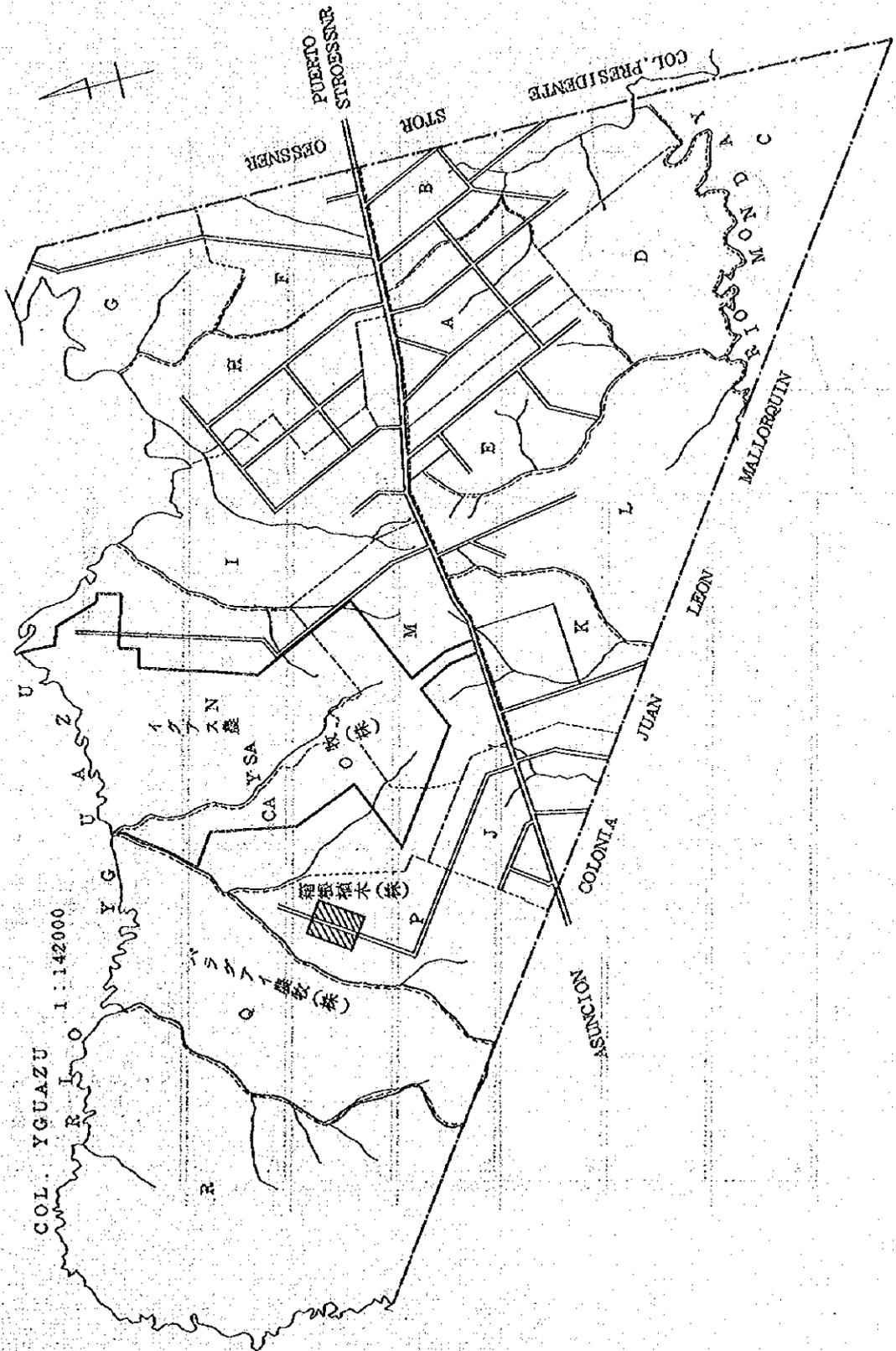
(ha)

| | 50年度 | 51年度 | 52年度 | 計 |
|----------|------|------|------|-----|
| パラナマツ | 27 | 54 | 54 | 135 |
| エリオッティマツ | 27 | 54 | 54 | 135 |
| 幼火帯 | 6 | 12 | 12 | 30 |
| 合計 | 60 | 120 | 120 | 300 |

- (x) 事業費

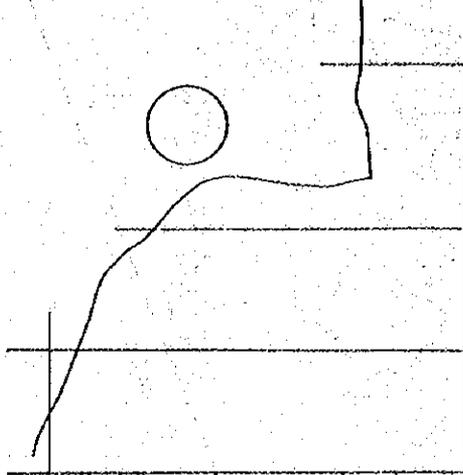
(単位：千円)

| 項目 | 50年度 | 51年度 | 52年度 | 53年度 | 54年度 | 計 | 備考 |
|-------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|---|
| 育苗費 | 960 | 1,920 | 1,920 | — | — | 4,800 | |
| 造林費 | 5,880 | 9,360 | 9,360 | 900 | 900 | 26,400 | 下刈年2回 |
| 機械施設費 | 27,310 | — | — | — | — | 27,310 | トラクター、ジープ、チェーンソー刈払機、事務所、倉庫、育苗ハウス、スプリンクラー等 |
| 一般管理費 | 9,910 | 9,420 | 9,320 | 2,420 | 2,420 | 33,490 | |
| 計 | 44,060 | 20,700 | 20,600 | 3,320 | 3,320 | 92,000 | |



試験計画図

| | | | |
|----|-----|----|-----|
| 82 | E-3 | 86 | E-3 |
| 81 | P-3 | 87 | P-3 |
| 80 | P-2 | 88 | P-3 |
| 79 | P-1 | 89 | P-1 |
| 78 | E-1 | 90 | E-2 |
| 77 | E-2 | 91 | E-2 |
| | | 96 | P-3 |
| | | 95 | E-3 |



プロットNO:
 P-1 ハラナ松 1年目代調種付
 P-2 " 2年目 "
 P-3 " 3年目 "
 P-1 エリオツチイ松 1年目 "
 P-2 " 2年目 "
 E-3 " 3年目 "

調査員 齋藤 田

(2) 貸付の状況

- (i) 貸付先 箱根植木株式会社
- (ii) 承諾金額 9,200万円
- (iii) 資金用途 イグアスにおいてイグアス植林株式会社が行う試験造林事業に対する融資金
- (iv) 貸付形状 証書貸付
- (v) 融資率 100%
- (vi) 利率 年0.75%
- (vii) 償還期間 20年
- (viii) 据置期間 5年
- (ix) 償還方法 5年据置後、年1回元金均等16回分割償還
- (x) 連帯保証人 第一勧業銀行
和田貞次
- (xi) 契約年月日 51年12月25日
金額 6,470万円
- (xii) ジスベース 年月日 51年12月27日
金額 3,300万円

(3) 現地調査結果

現地調査時点では、昭和51年3月11日に会社設立許可を取得していたが、産業振興法の適用の認可を受けなかった。産業振興法が適用されると税制上の優遇が受けられるため、改めてその申請をし、国家経済審議会を通過し、あとは大総領のサインをまつのみとなっていたが、11月17日にその適用が認可され、12月1日に会社設立登記の申請を行なっているところである。

調査時にはJICAの資金は当然ながらジスベースされておらず、自己資金でもって事業の実施をしており、約150haの伐開及び整地を行ない、その内30haについてパラナマツが播種され、発芽は比較的順調で、苗高10cm程度となっていた。

さらに事務所横に苗畑を設置し、パラナマツ及びエリオッティマツの育苗をポットを使用し、実行していた。ポット育苗の方法について若干問題があり、ポットから地中に根が伸長しない様に育苗することを指導した。

なお、生産される苗木の一部をイグアス移住地内の農家に無償配布し、農家から好評であった。

会社は設立されていなかったが、箱根植木側の社員2名が駐在し、1名は国際道路沿いの事務所、あとの1名は植栽現地に駐在していた。

さらにあと1名、林業技術者を派遣する予定とのことであったが、現在では派遣し、箱根植木側の社員3名が出向している形となっている。また現地で日本人2世の職員を1名採用し、職員は現在4名であり人員配置については十分と思われる。

労務者はアスソシオンからの出稼者を雇用し現地宿舎に居住した。

施設については、事務所と現地に作業員宿舎、職員住宅が完成し、さらに倉庫が建設中であったが、現在はこれも完成し、さらに職員住宅がさらに2棟完成している。

事業地はイグアス移住地内にあり、イグアス移住事務所及びパラグアイ農業総合試験場があり、これらの指導を受けつつ事業の実施に当たっており、現在のところ4名の職員で円滑に事業がすすめられている。

なお、技術指導が実施されればより望ましいと思われる。

3 ブラジル香料植物試験事業

(I) 事業の概要

(i) 日本側事業者

- ① 会社名 高砂香料工業株式会社
- ② 所在地 東京都中央区八丁堀1-4-1
- ③ 代表者 中西健次
- ④ 資本金 25億2,000万円
- ⑤ 株主 日本生命 10%
三菱銀行 5.7%
中江産業 5%
大和銀行 3.3%
中西健次 3.1%

⑥ 営業内容

天然精油、合成香料、食品香料、選鉱剤、工業及び農業薬品、溶剤等の生産及び販売

(ii) 現地事業者

- ① 会社名 Brasessensa Takasago Ltd. (ブラジル・タカサゴ)
- ② 所在地 ブラジル国パラ州トメアス郡
- ③ 代表者 日高金馬
- ④ 資本金 1,490万円
- ⑤ 株主 高砂香料側 100%
- ⑥ 営業内容

コショウ、パッチョリー、サフロール等の天然香料精油の生産及び販売

(iii) 事業の目的

高砂香料工業(株)は主として天然精油、食品香料等の生産販売を行っている。

昭和38年同社社長中西健次氏の訪伯期にブラジル国アマゾン地区開発の一翼を担うアマゾン協会に参画し、元ブラジル大使田付景一氏他と共に同氏が副会長に就任し、その重責を果たしている。

一方、アマゾン地区の日系移民は現在、栽培中の胡椒が病虫害被害にあい、経営面で苦慮しており、また、世界的香料原料の需給バランスの不均衡等を考え合わせ、その対策として以下に述べる事業を企画した。マレーシア・ペナン地区のパッチョリー及び台湾産サフロール樟を移入し、試験農園を開設し、そこで開発した栽培技術を近隣農家に普及しようとするものである。

なお生産された油の輸出先はパッチョリー油については主にアメリカをサフロール油については日本、アメリカを考えている。

(iv) 事業地の概況

ブラジル国北部地域は南部地域の急激な発展のかげに随れその開発が遅れている。その南北間の較差是正のため1970年6月国家総合プログラム(Programa de Integracao Nacional - PIN)が制定され、インフラストラクチャーの整備、植民事業東北かんがい事業等が推進されている。

パラ州トメヤス地区の開発は1929年日系人の移住が発端となり、現在第1トメヤス移住地(総面積約5万ha、入植戸数340戸)及び第2トメヤス移住地(総面積約2.6万ha、入植戸数117戸)があるが、当初(1935～1942年頃が多かった)は営農上や環境問題等で離脱する移民者も少なくなかったが、1947年頃から胡椒(ビメンタ・ド・レイノ)が新しく脚光を浴びて登場した。その後急速に発展し、1974年におけるトメヤス移住地の胡椒は400万本の栽培本数となり、トメヤス移住地からベレン近郊マラニョン州、アマゾナス州、南伯のマットグロッソ州や海外に送られた苗を合計すると850万本を突破する(ブラジル全体で約950万本)。

しかし最近にいたり同地方に胴枯病等の病害が発生し、その病害対策と胡椒に代わる第2作目の導入が急がれている。

このような状況のもとに、ベレン周辺の農家にパッチョリー及びサフロール樟の導入をはかり、所得向上に寄与するため、まず会社が最初に自ら試験栽培を行い、確信をもって周辺農家に普及させるだけのこれら作目についての技術体系を確立する必要性、緊急性がある。

(v) 開発品目

① パッチョリー

シソ科の多年生草本、葉高は 100～120 cmまで成長する。インドネシア、マレーシアが生産地であり、採油の目的で同地域で栽培されている。

供給地はインドネシア、マレーシアの一部であり、アメリカ、日本等の近年の需要は増加傾向にある。

アメリカの輸入量

| | 数量 (t) | 金額 (百万円) |
|-------|--------|----------|
| 1972年 | 172 | 531 |
| 1973年 | 305 | 1,365 |
| 1974年 | 309 | 1,362 |

日本の輸入量

| | | |
|-------|----|-----|
| 1972年 | 33 | 109 |
| 1973年 | 46 | 215 |
| 1974年 | 34 | 158 |

用途は化粧品、石けん香料である。

② サフロール樟

台湾を原産地とする永年作物、葉及び小枝に多量のサフロールを含有。樹高は 1.5～3.0 mにまで成長する。

同樹はオコチア、サッサfrasの代替品として有望である。オコチア等と比較して収穫サイクルが短いこと及び純度が高いことがあげられる。

なお、現在のオコチア、サッサfrasの日本の輸入量は 500～550 t/年であり、そのうち 350～400 tをブラジルに依存しているが、その生産量が減少傾向にある。

用途は石けん香料、ヘリオトロピン、ピペロニルブトキサイドの製造原料である。

(vi) 試験計画

| 試験項目 | 試験内容 | |
|--------|-------------------|-----------------|
| | パッチョリー | サフロール樟 |
| 増殖試験 | 枚挿法による優良種の保存及び増殖法 | 挿木法による治着試験 |
| 苗床試験 | 使用土壌、日露設備、汚水設備の適否 | 全左 |
| 植付本数試験 | 10,000～15,000本/ha | 4,000～6,000本/ha |
| 遮光試験 | 寒冷紗使用方法 | 全左 |

| 試験項目 | 試験内容 | |
|-------------|--------------------|----------------|
| | パッチョリー | サフロール樟 |
| 施肥試験 | 3種混合肥料の施肥法 | 全左 |
| 収穫試験 | 収穫時期と含油率純度との関係 | 全左 |
| 醱酵試験 | 乾燥速度と含油率純度との関係 | 全左 |
| 採油収率試験 | 乾燥葉の含水率と採油率、純度との関係 | 全左 |
| 採葉による樹勢比較試験 | | 萌芽点の残し方による樹勢比較 |

(Ⅷ) 農園計画

(単位：ha)

| | 初年度 | 2年度 | 3年度 | 計 |
|---------|-------|-----|-----|-------|
| 圃場開墾 | 5 | 5.5 | 4 | 14.5 |
| 施設用地 | 0.78 | | | 0.78 |
| その他植物用地 | 5 | | | 5 |
| 農耕不能地 | 1.5 | | | 1.5 |
| 計 | 12.88 | 5.5 | 4 | 21.78 |

(Ⅷ) 事業費

(単位：千円)

| | 初年度 | 2年度 | 3年度 | 計 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 建設費 | 12,660 | 2,360 | 2,300 | 17,320 |
| 代開墾費 | 1,660 | 860 | 800 | 3,320 |
| ブルドーザ | 4,000 | — | — | 4,000 |
| トラック | 2,000 | — | — | 2,000 |
| 汚水施設 | 4,000 | 1,000 | 1,000 | 6,000 |
| 道路排水溝 | 1,000 | 600 | 500 | 2,000 |
| 抽出分折施設 | 3,500 | 13,500 | 10,000 | 27,000 |
| 乾燥小屋 | 1,000 | 500 | 1,000 | 2,500 |

| | 初年度 | 2年度 | 3年度 | 計 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 蒸溜器 | | 12,000 | 7,000 | 19,000 |
| 井戸燃料器 | 2,500 | 1,000 | 2,000 | 5,500 |
| 栽培管理費 | 5,650 | 8,200 | 15,500 | 26,350 |
| 農機具 | 5,000 | 2,500 | 3,500 | 11,000 |
| 肥料農薬 | 2,500 | 3,500 | 4,500 | 10,500 |
| 雑費 | 700 | 800 | 1,000 | 2,500 |
| 計 | 30,010 | 30,860 | 33,800 | 94,670 |

(2) 貸付の状況

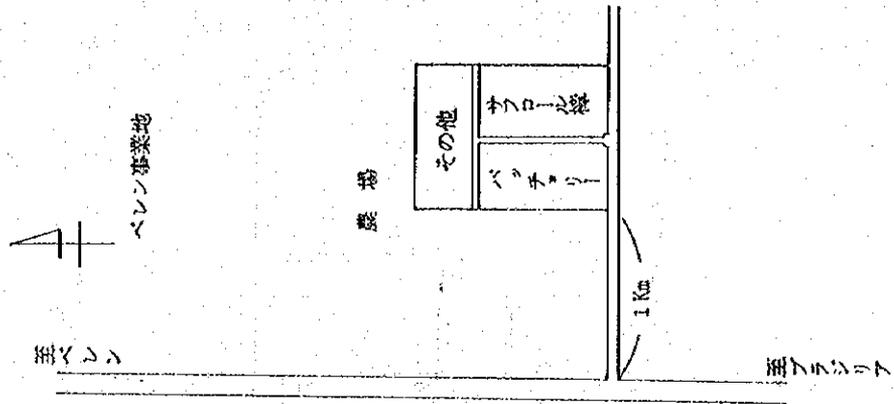
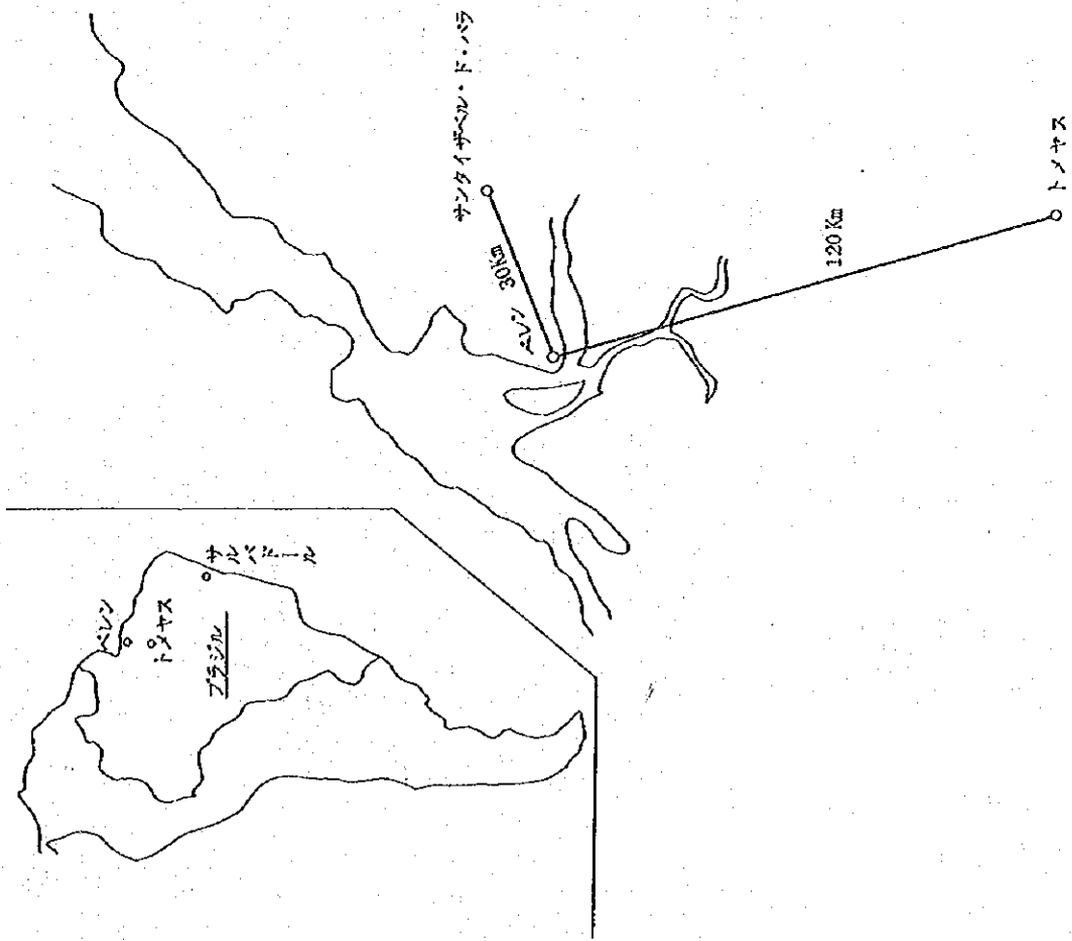
- (i) 貸付先 高砂香料工業株式会社
- (ii) 承諾金額 9,460万円
- (iii) 資金使途
- (iv) 貸付形式 証書貸付
- (v) 融資率 100%
- (vi) 利率 年0.75%
- (vii) 償還期間 20年
- (viii) 据置期間 5年
- (ix) 償還方法 年2回 分割償還
- (x) 連帯保証人 三菱銀行
- (xi) 契約 51年3月16日 3,000万円
52年2月10日 3,080万円
- (xii) デイスペース 51年3月16日 3,000万円
52年2月10日 3,080万円

(3) 現地調査結果

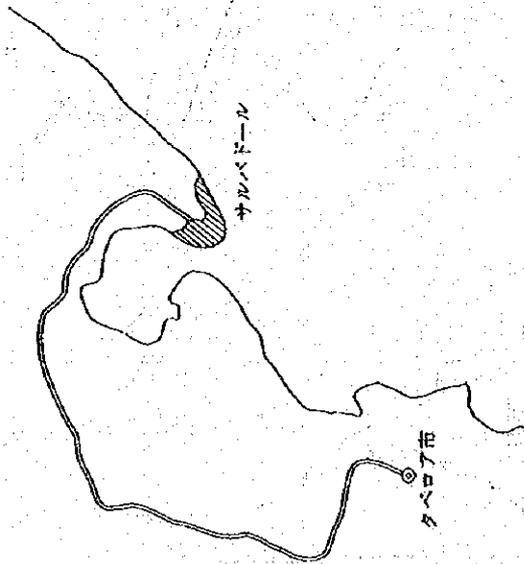
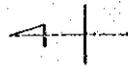
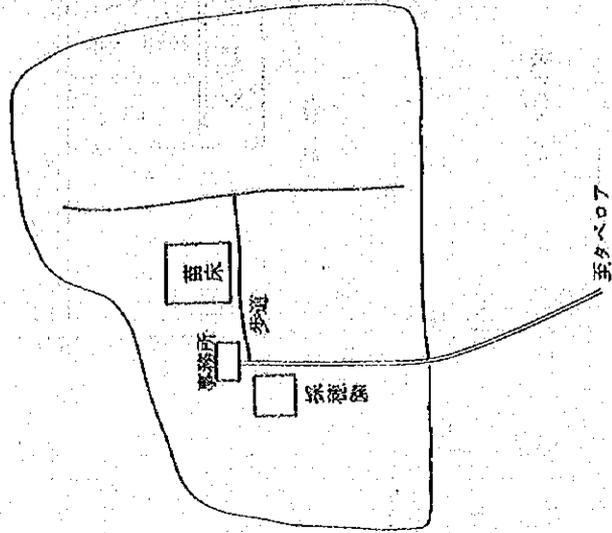
現地会社は昭和42年に設立されており、現地には香料植物の栽培に経験の深い技術者が駐在している。

融資承諾時点ではパラ州ベレン地区1ヶ所であったが、51年9月にバイヤ州のダベロア郡サンジョセ地区に事業地を拡大した。

これはパッチョリーについてベレン地区は育成が必ずしも順調でなく、これは気象条件及び土壌条件によるものとの判断から、自然条件がより適していると思われるサンジョセ地区でも



タペロア集落地



パッチョリーの試験を実施することとしたためである。

現在の事業の進捗状況はベレン試験地でパッチョリー 3 ha、サフロール樟 2 ha、その他 6ha が栽培されている。サフロール樟の採種はトメヤスの圃場の母樹から採種したものである。

一方、サンジョセ試験地ではパッチョリー 4 ha の栽培試験が実施されている。現在、パッチョリーについては増殖試験苗床試験植付本数試験、遮光試験、施肥試験、またサフロール樟については増殖試験、植付本数試験、遮光試験、施肥試験、採葉による樹勢比較試験が実施されている。

パッチョリーの試験について高砂香料(株)は試験と試験の主体はバイヤ州サンジョセ地区に移しているような印象を受けたが胡椒の代替作物としての香料植物の意義からすれば開発した技術を周辺農家(移住農家中心)に移転し、その生産物を高砂香料が引取る方式であるとすれば、バイヤ州にも或る程度の移住農家があるがその主体はベレン、トメヤスということになる。

高砂香料ではベレンは自然条件が適さないという判断をしているようであるが、州政府等においてもベレンでパッチョリーは全く栽培が不可能との結論を出しているわけではない。

農業が与えられた土地で作目をさぐる必要があるとすれば、ベレン地区のパッチョリーの栽培技術の確立も重要であり、その方向で指導していく必要があると思われる。

ちなみに、パラ州政府は昭和 50 年 5 月パッチョリー開発にのり出し、州立銀行の融資を受けて総額 100 万クルゼーロ(約 3,000 万円)を投資して 1 t 仕込みのタンクを 2 基備えたパッチョリー油抽出工場の建設にふみ出した。そして 1 戸当り 10 ha の規模で 50 戸の農家 500 ha 分の生産農家を出現させるため州立銀行から ha 当り 24,000 クルゼーロ(約 72 万円)の融資の道を開いた。現在のブラジルの最低賃金法による日給が 20 クルゼーロであることからして、1 戸当り 720 万円の融資額はかなり大がかりな投資額と考えられる。この計画は栽培農家から乾燥葉の買上げにより抽出工場の運転を考えているが、現在は運営体制その他の問題から完全には運営されていない。

そしてパラ州政府からブラジル政府を通じて我国にパッチョリーオイルの生産と商品化のための技術協力(専門家派遣)の要請がなされ、現在専門家が派遣されている。

これらのことから当事業をパラ州政府専門家移住関係の試験場等とタイアップして成功させることはブラジルにおける作目の確立に大きく寄与するという意味から国際協力上の意義が大きいものと思料される。

III パラグアイ経済概況

1 国内総生産

1975年の国内総生産は前年比で5%の増となり、118,800百万グアラニー（943.2百万US\$）1人当りにして、356 US\$となった。この成長率5%は前年の8.3%と比すと、かなりの落ちこみではあるが、1975年の世界的景気後退、第1次産業におよぼした天候不順による影響といった背景のもとに、ラテンアメリカ諸国の推定平均成長率が3.3%に、世界の平均成長率が1%にとどまったことに比べると高い評価をしても良いであろう。

部門別構成比率を見ると、農業18.2%牧畜12.2%、林業4.2%で第1次産業部門だけで34.7%を占めている。一方、工業部門は15.1%にしかすぎず、パラグアイ国の経済構造が農林畜産業を基礎にしていることを示している。

しかし、1975年の構成比率は1965年の構成比率から見ると、第1次産業部門が40.5%から34.7%に後退し、それに対して、工業部門、商業部門が伸びてきており、次第に当国の経済構造にも変化が生じてきていることが認められる。ただ、この数ヶ年間はその変化が停滞しているようである。

表1 - 国内総生産

| | 1972年 | 1973年 | 1974年 | 1975年 |
|--------------------|--------|---------|---------|---------|
| 1972年価格換算(百万グアラニー) | 96,899 | 104,499 | 113,151 | 118,841 |
| US\$換算(百万US\$) | 769.0 | 829.4 | 898.0 | 943.2 |
| 成長率(%) | 5.1 | 7.8 | 8.3 | 5.0 |
| 人口(千人) | 2,354 | 2,416 | 2,572 | 2,647 |
| 1人当り国民総生産(US\$) | 327 | 343 | 349 | 356 |

2 1975年の各部門

(1) 農業

1975年の農業総生産は、天候不順がマイナス要因となり、前年比4%の伸びにとどまり、当国の期待値を下回った。また主要作物の生産も平均的なものではなく、かなり増減産業が大きくあらわれた。

主要農産物の1975年生産を見ると、棉花が10万tonで前年比18%、米が5万tonで43%、大豆が21万tonで11%、トウモロコシが34万tonで20%と各々大巾な増産となり、また落花生、インゲン豆、タマネギ等もわずかながら増となった。しかし一方、タバコが25万tonで24%、小麦が2万tonで33%、サトウキビが120万tonで25%と大巾な減産となった。なお桐油は前年と同生産となった。

表-2 国内総生産(1972年価格)

百万クワンニ

| | 1962 | 1965 | 1970 | 1971 | 1972 | 1973 | 1974 | 1975 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 農 業 | 12,422 | 14,147 | 15,666 | 16,088 | 17,020 | 18,988 | 21,117 | 21,604 |
| 牧 畜 | 10,408 | 11,347 | 12,274 | 12,209 | 12,380 | 13,098 | 13,884 | 14,440 |
| 林 業 | 3,118 | 3,524 | 3,674 | 3,790 | 3,926 | 4,126 | 4,552 | 5,023 |
| 狩 猟 | 61 | 87 | 96 | 65 | 68 | 84 | 93 | 118 |
| 漁 業 | 26,000 | 29,106 | 31,711 | 32,152 | 33,395 | 36,295 | 39,645 | 41,186 |
| 小 計 | 51 | 120 | 84 | 191 | 212 | 200 | 229 | 290 |
| 鉱 業 | 9,385 | 10,568 | 13,886 | 14,670 | 15,693 | 16,863 | 18,365 | 17,998 |
| 工 業 | 1,140 | 1,477 | 2,162 | 2,474 | 2,533 | 2,950 | 3,370 | 4,081 |
| 建 設 | | | | | | | | |
| 生産部門計 | 36,577 | 41,270 | 47,844 | 49,487 | 61,833 | 66,308 | 61,609 | 63,555 |
| 電 力 | 309 | 342 | 751 | 910 | 1,073 | 1,348 | 1,374 | 1,676 |
| 上 下 | 75 | 93 | 156 | 198 | 247 | 262 | 275 | 316 |
| 運 輸 | 2,462 | 2,931 | 3,380 | 3,504 | 3,773 | 4,165 | 4,750 | 5,405 |
| 通 信 | 13,662 | 15,541 | 20,323 | 21,584 | 22,272 | 24,143 | 26,274 | 27,443 |
| 商 業 | 2,131 | 2,620 | 4,517 | 4,557 | 4,596 | 4,243 | 4,100 | 4,785 |
| 政 府 | 2,211 | 2,093 | 2,434 | 2,514 | 2,599 | 2,753 | 2,900 | 3,108 |
| 住 宅 | 5,985 | 6,959 | 8,887 | 9,407 | 10,505 | 11,278 | 1,869 | 12,552 |
| そ の 他 | | | | | | | | |
| サービス部門計 | 26,836 | 30,579 | 40,447 | 42,673 | 45,066 | 48,191 | 51,542 | 55,285 |
| 国内総生産計 | 63,413 | 71,849 | 88,291 | 92,160 | 96,899 | 104,499 | 113,151 | 118,841 |

表-3 国内総生産部門別構成比(1972年価格)

| | 1962 | 1965 | 1970 | 1971 | 1972 | 1973 | 1974 | 1975 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 農 業 | 19.6 | 19.7 | 17.7 | 17.5 | 17.5 | 18.2 | 18.7 | 18.2 |
| 牧 畜 | 16.4 | 15.8 | 13.9 | 13.2 | 12.8 | 12.5 | 12.3 | 12.2 |
| 林 業 | 4.9 | 4.9 | 4.2 | 4.1 | 4.1 | 3.9 | 4.0 | 4.2 |
| 狩 猟 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 | 0.1 |
| 漁 業 | 41.0 | 40.5 | 35.9 | 34.9 | 34.5 | 34.7 | 35.1 | 34.7 |
| 小 計 | 0.1 | 0.2 | 0.1 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 | 0.2 |
| 鉱 業 | 14.8 | 14.8 | 15.7 | 15.9 | 16.2 | 16.2 | 16.2 | 15.1 |
| 工 業 | 1.8 | 2.0 | 2.4 | 2.7 | 2.6 | 2.8 | 3.0 | 3.4 |
| 建 設 | | | | | | | | |
| 生産部門計 | 57.7 | 57.5 | 54.2 | 53.7 | 53.5 | 53.9 | 54.5 | 53.4 |
| 電 力 | 0.5 | 0.5 | 0.8 | 1.0 | 1.1 | 1.3 | 1.2 | 1.4 |
| 上 下 | 0.1 | 0.1 | 0.2 | 0.2 | 0.3 | 0.3 | 0.2 | 0.3 |
| 運 輸 | 3.9 | 4.1 | 3.8 | 3.8 | 3.9 | 3.9 | 4.2 | 4.5 |
| 通 信 | 21.5 | 21.6 | 23.0 | 23.4 | 23.0 | 23.1 | 23.2 | 23.1 |
| 商 業 | 3.4 | 3.6 | 5.1 | 5.0 | 4.7 | 4.1 | 3.6 | 4.0 |
| 政 府 | 3.5 | 2.9 | 2.8 | 2.7 | 2.7 | 2.6 | 2.6 | 2.6 |
| 住 宅 | 9.4 | 9.7 | 10.1 | 10.2 | 10.8 | 10.8 | 10.5 | 10.6 |
| そ の 他 | | | | | | | | |
| サービス部門計 | 42.3 | 42.5 | 45.8 | 46.3 | 46.5 | 46.1 | 45.5 | 46.6 |
| 国民総生産 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

表-4 国内総生産(市場価格)

百万円

| | 1962 | 1965 | 1970 | 1971 | 1972 | 1973 | 1974 | 1975 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 農 業 | 9,732 | 11,761 | 13,326 | 15,388 | 17,020 | 25,842 | 32,865 | 37,727 |
| 牧 畜 | 5,369 | 6,445 | 7,283 | 8,832 | 12,380 | 16,443 | 19,576 | 23,841 |
| 林 業 | 1,676 | 2,239 | 3,330 | 3,519 | 3,926 | 4,912 | 6,740 | 8,546 |
| 狩 猟 漁 業 | 39 | 72 | 84 | 60 | 68 | 95 | 124 | 170 |
| 小 計 | 16,817 | 20,517 | 24,024 | 27,799 | 33,395 | 47,292 | 59,305 | 70,284 |
| 鉱 業 | 47 | 104 | 83 | 185 | 212 | 206 | 298 | 365 |
| 工 業 | 7,152 | 8,666 | 12,498 | 13,731 | 15,693 | 20,033 | 30,338 | 29,759 |
| 建 設 | 1,016 | 1,358 | 2,076 | 2,434 | 2,533 | 3,426 | 5,343 | 7,163 |
| 生産部門計 | 25,030 | 30,645 | 38,681 | 44,139 | 51,833 | 70,957 | 95,285 | 107,671 |
| 電 力 | 253 | 300 | 703 | 875 | 1,073 | 1,631 | 1,730 | 2,305 |
| 上 下 水 道 | 53 | 68 | 136 | 182 | 247 | 295 | 346 | 434 |
| 運 輸 通 信 | 1,876 | 2,404 | 2,950 | 3,209 | 3,773 | 4,335 | 6,138 | 7,600 |
| 商 業 | 10,410 | 12,744 | 18,291 | 20,203 | 22,272 | 28,890 | 39,853 | 43,594 |
| 政 府 部 門 | 1,634 | 2,148 | 3,943 | 4,174 | 4,596 | 4,786 | 5,285 | 6,494 |
| 住 宅 部 門 | 1,641 | 1,878 | 2,281 | 2,339 | 2,599 | 2,839 | 4,118 | 5,018 |
| そ の 他 | 4,561 | 5,706 | 7,936 | 8,615 | 10,505 | 11,705 | 15,264 | 17,424 |
| サービス部門計 | 20,418 | 25,247 | 36,241 | 39,597 | 45,066 | 54,480 | 72,733 | 82,868 |
| 国内総生産 | 45,448 | 55,892 | 74,921 | 83,736 | 96,899 | 125,437 | 168,018 | 190,439 |

表-5 国内総生産前年度比(1972年度価格)

%

| | 62/63 | 65/66 | 70/71 | 71/72 | 72/73 | 73/74 | 74/75 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 農 業 | 9.4 | -6.2 | 2.7 | 5.8 | 11.6 | 11.2 | 2.3 |
| 牧 畜 | -4.3 | 2.4 | -0.5 | 1.4 | 5.8 | 6.0 | 4.0 |
| 林 業 | -3.2 | -4.0 | 3.1 | 3.6 | 5.1 | 10.3 | 10.4 |
| 狩 猟 漁 業 | -7.0 | 3.0 | -32.5 | 5.3 | 23.0 | 10.0 | 27.9 |
| 小 計 | 2.4 | -2.6 | 1.4 | 3.9 | 8.7 | 9.2 | 3.9 |
| 鉱 業 | 88.0 | 79.1 | 126.9 | 11.1 | -5.8 | 14.9 | 26.6 |
| 工 業 | 3.1 | 2.4 | 5.6 | 7.0 | 7.4 | 8.9 | -2.0 |
| 建 設 | 17.8 | 19.9 | 14.4 | 2.4 | 16.4 | 14.2 | 21.1 |
| 生産部門計 | 3.1 | -0.2 | 2.4 | 4.7 | 8.6 | 9.4 | 3.2 |
| 電 力 | 7.0 | 4.1 | 21.1 | 18.0 | 25.6 | 1.9 | 22.0 |
| 上 下 水 道 | 6.6 | -9.0 | 27.0 | 24.6 | 5.9 | 5.0 | 14.8 |
| 運 輸 通 信 | 3.4 | 0.5 | 3.7 | 7.7 | 10.4 | 14.0 | 13.4 |
| 商 業 | 0.8 | 1.7 | 6.2 | 3.2 | 8.4 | 8.8 | 4.4 |
| 政 府 部 門 | 13.5 | 9.9 | 0.9 | 0.9 | -7.7 | -3.4 | 16.7 |
| 住 宅 部 門 | 2.9 | 2.9 | 3.3 | 3.4 | 5.9 | 5.3 | 7.2 |
| そ の 他 | 0.2 | 4.4 | 5.9 | 11.7 | 7.4 | 5.2 | 5.7 |
| サービス部門計 | 2.2 | 3.0 | 5.5 | 4.5 | 6.9 | 6.9 | 7.3 |
| 国内総生産 | 2.7 | 1.1 | 4.4 | 5.1 | 7.8 | 8.3 | 5.0 |

(2) 牧 畜

1975年は畜産業界にとって、欧州共同市場からの食肉輸入制限や世界的経済不況による輸入諸国の需要減少により非常にきびしい年となり、その生産も前年の87.7%と大巾に落込んだ。

1975年の食肉牛の総屠殺総数は498,300頭で前年の577,900頭の86%に落ち込み、特に輸出に向けられる加工用の屠殺頭数は前年の188,463頭の60%にあたる116,730頭と激減している。なお1975年屠殺の食肉牛の23%が加工輸出用に、残りが国内消費にあてられている。

また、輸出用加工食肉牛の屠殺時平均体重は前年に比べ、5%ほど軽く、価格も平均kg当り37グラフィー弱で前年に比べ約20グラフィーも下落した。こうした加工用食肉価格の下落により、国内消費向け食肉価格に期待するところが大きくなり、良質肉の国内消費生産を刺激した。その結果、国内消費用食肉価格は42グラフィー強となった。国内消費用に屠殺された頭数は前年比で2%の減となったが、重量で1%増となり、平均屠殺時体重で3%増であった。

以上のように1975年は輸出用加工用食肉生産が減少し、国内消費用食肉の多少の増加はあったものの、畜産業者の収入は全体として昨年を下回った。

(3) 林 業

林業部門の生産(ケブラチヨを含む)は前年より10.4%の伸びとなっている。

1975年第1四半期は前年から引き続き高値のもとに順調な出足であったが、第2四半期に入ってから、アルゼンチンのパラグアイ産木材の輸入制限に帰因する取引中止が相次いで発生した。結局1974年には142,673 tonであった製材輸出が1975年には107,093 tonにしかいたらなかった。木材のストック量増加も目立ってきており、1975年末の製材在庫が350~400万立方インチと推定されている。

なお国内の木材需要は前年とほぼ同程度であった。

(4) 工 業

1975年の工業生産の伸びは1974年の伸びと比べると非常な落込みとなった。特に当国の最も重要かつ近年着実に伸びてきた食料品生産が1975年にいたって減少するという結果になった。またプラスチック、ガラス、金属などの生産も減少している。それに対し、タバコ、飲料、衣料、木材加工品、家具、一部の化学製品、非金属鉱物、貿易用品などの工業生産は増加している。

生産部門別に前年比較をすると、増加したものとしては米食関係20%、ビール19%、炭酸飲料13%、綿セソイ34%、製材5%、ケブラチヨエキス118%、セメント49%があり減少したものとしては冷凍肉59%、かんづめ肉35%、小麦粉28%、マテ茶2%、砂糖26%、食肉油3%、蜜糖10%、綿織物23%、パーミット31%、木材油28%、ココヤシ油29%等である。

ここ数年間1970年11月に制定された産業振興法のもとに工業投資に対し恩典が与えられ、国内市場の狭小という問題点をかかえながらも工業施設の拡大、外資導入等、工業振興がはかられ、

結果、着実な伸びを示してきた。今後も同法の利用により、工業振興の促進がはかられ、ここ数年間の成長水準に回復することは充分可能なことではあるが、そのためには、まず第一に海外市場の再活発化が強く望まれるところである。

3 消費者物価

1975年の消費者物価指数の上昇は6.7%で、ラテンアメリカ諸国の中では極めて低く抑えられた国の一つである。パラグアイ国の物価は1970年まで比較的安定したものであったが、1971年から騰貴しはじめ、年々インフレ傾向を強めてきた。特に1973年、1974年は石油価格の高騰が直接はねかえり非常に高騰した。

しかし1975年に入ってから、1974年の物価上昇の直接原因となった石油価格の影響が弱くなったことや、海外市場の一次商品需要の減少などにより物価上昇は前年に比して、大きく抑制されたといえるであろう。

消費者物価指数の対象は88%が国内生産品であり、12%が輸入品で占められている。その物価上昇は国内生産品で平均6%、輸入品で13%、全体として6.7%になっている。

1975年の物価を品目別に見ると、肉、卵、チーズ、粉ミルク、乾燥イソゲン、その他食料品の平均物価の下がったことが目立つ。それにひきかえ、野菜、果実、コーヒーが著しく高騰し、さらに砂糖、塩、パン、食用油、ジャガイモ等もあがっている。

パラグアイ国の標準である家族構成5人の労働者の家庭における消費の内訳は52%が食料費、17%が住宅費、9.5%が衣料費に、残り21.5%が教育費、冠婚葬祭費、娯楽費、交通費等にあてられている。

表-6 物価指数の推移

| 年 | 指数、% |
|------|------|
| 1970 | -0.9 |
| 1971 | 5.0 |
| 1972 | 9.2 |
| 1973 | 12.8 |
| 1974 | 25.2 |
| 1975 | 6.7 |

表-7 費目別物価指数 %

| 費目 | 1974年 | 1975年 |
|-----|-------|-------|
| 食料品 | 24.8 | 4.6 |
| 住宅 | 25.0 | 9.2 |
| 衣料 | 20.8 | 13.0 |
| その他 | 28.7 | 7.5 |
| 平均 | 25.2 | 6.7 |

4. 賃 金

1976年の賃金指数は5.3%の上昇であったが、前年の18.3%と比べると極めて低く、インフレ抑制に大きな効果を与えている。このように賃金上昇が抑えられた原因は1973年26%、1974年20%引上げられた最低賃金が1975年は据置かれたところにある。

表-8. 賃金指数の推移

| 年 | 指数、% |
|------|------|
| 1970 | 3.2 |
| 1971 | 3.8 |
| 1972 | 3.7 |
| 1973 | 9.0 |
| 1974 | 18.3 |
| 1975 | 5.3 |

パラグアイの賃金は政府の経済政策諮問委員会によって決定される最低賃金と労使間の団体契約によって決定される。1976年に労使間契約によって賃金の上昇した業種は運輸、倉庫、通信業の15.3%、電気、ガス、水道の9.2%、商業の8.7%で製造業、建設関係、サービス関係はほぼ0に近いものであった。

5. 財 政

1975年の歳入実績(投資会計を含む)は176億3,110万グアラニーで前年より16億700万グアラニー増加し、歳出実績は172億9,110万グアラニーで前年より29億4,260万グアラニー増加した。その結果、1975年の黒字決済額は3億4,000万グアラニーとなったが、1974年の黒字決済額16億7,560万グアラニーと比すと著しく減少している。

この原因は1974年には折からのインフレにより国家への税収入が急増したことおよび納税義務に対する新処置が設けられたことが黒字要因となったが、1975年は経済成長が前年水準におよばず、インフレ現象も前年と比すと抑えられ、また海外市場の不調が重なったことにある。

1975年の黒字はパラグアイ中央銀行の財政債務の償却にあてられた。

歳入面における所得税の占める割合は1975年の一般財政の歳入中14.6%で、決して高くないが1972年11.1%、1973年10.7%、1974年11.5%と比べるとかなり高くなっている。歳入中最も大きなものは消費税等の38.4%である。

歳出面では国防費20%、教育関係15%が高い比率を示している。

6. 金 融

1975年の通貨流動性は増加の方向に動いた。特に貯蓄性預金が非常に大きく伸びた。

増加量は61億4,300万グアラニーで、その内30億9,900万グアラニーが貯蓄性預金であり

30億4,400万グアラニーが通貨の流通高である。貯蓄性預金の30億9,900万グアラニーは前年の16億3,600万グアラニーと比すと著しい増加で、前年増加の90%もの伸びであった。一方支払手段は前年の増加額に達することが出来なかった。1975年末の総額は通貨の流通高が前年度より18%増加し198億8,800万グアラニー、貯蓄性預金が24%増加して158億4,500万グアラニーであった。また、1975年末の外貨預金は実質増加を示し、総額20億1,000万グアラニー、1,600万US\$であった。なお、1974年末では410万US\$であった。

表-10 通貨市場の流動性の増加

(百万グアラニー)

| | 前年比増 | | 1975年末 残高 |
|-------|-------|-------|--------------|
| | 1974 | 1975 | |
| 通貨流通高 | 3,379 | 3,044 | 19,888 |
| 貯蓄性預金 | 1,635 | 3,099 | 15,845 |
| 計 | 5,014 | 6,143 | 35,733 |

1975年の通貨発行は41億3,900万グアラニーで前年の22%増となった。内訳をみると流通紙幣で14億1,000万グアラニーで17%増、銀行預金(中銀)で23億5,600万グアラニーで26%増、政府預金で3億7,300万グアラニーで18%増であった。

表-11 通貨発行高

(百万グアラニー)

| | 発行高 | | 1975年末 残高 |
|-------|-------|-------|--------------|
| | 1974 | 1975 | |
| 貨幣・紙幣 | 1,200 | 1,410 | 9,722 |
| 銀行預金 | 1,495 | 2,356 | 11,323 |
| 政府預金 | 695 | 373 | 2,438 |
| 計 | 3,390 | 4,139 | 23,483 |
| 増加率 | 21% | 22% | |

1975年末の通貨発行残高は234億8,300万グアラニーで、その41%が紙幣、貨幣、48%が銀行預金、11%が政府預金という構成になっている。

1975年の通貨流通高は前述のごとく、20億4,400万グアラニーの増加となったが、これは銀行の取引拡大や外貨準備高の増加にともなうものといえよう。

このような通貨流通高の増加に対応するものとしては、貯蓄性預金、外貨預金、輸入品預託、その他特殊な預金および銀行資本、準備金などであった。

表-12 通貨流通量

(百万グアラニー)

| | 前年増比 | | 1975年末 残高 |
|----------|-------|-------|--------------|
| | 1974 | 1975 | |
| 公的機関保有現金 | 1,062 | 1,347 | 8,900 |
| 一覽払預金 | 1,685 | 1,410 | 8,417 |
| 政府預金 | 732 | 287 | 2,571 |
| 計 | 3,379 | 3,044 | 19,888 |
| 増加率 | 25% | 18% | |

1975年の銀行貸付けおよび前渡金は45億1,600万グアラニー、前年比15%の純増となった。この内1億1,800万グアラニーが公共部門に、43億9,700万グアラニーが民間に向けられたものであった。1974年の純増が10%、26億5,400万グアラニーで、その内訳が民間に37億6,400万グアラニー、公共部門に対しては、逆に11億1,100万グアラニーの減少となっていたことと比較して見ると、公共部門への貸付けに非常に大きな変動があったことが認められる。

公共部門の中の内訳を見ると中央政府に対する貸付けは1974年同様1975年も減少したが、その減少率はかなり低下した。結果、1975年末の中央政府の中央銀行に対する債務残高は29億8,600万グアラニーとなった。

表-13 公共部門に対するパラグアイ中央銀行の貸付け
および前渡金

(百万グアラニー)

| | 前年比残高増減 | | 1975年末 残高 |
|-------|---------|------|--------------|
| | 1974 | 1975 | |
| 中央政府 | -1,239 | -203 | 2,986 |
| 地方団体 | 128 | 321 | 2,807 |
| 公共部門計 | -1,111 | 118 | 5,793 |

一方、地方団体に対する貸付けは増加の道をたどり前年比13%、3億2,100万グアラニーの増となり、1975年末残高が28億700万グアラニーにまで伸びた。なお、この残高の内、21億5,400万グアラニーが国営企業体、5億200万グアラニーが銀行以外の公的信用団体、1億5,200万グアラニーが地方福祉協会、市町村等で組織されている自治団体の未決済残高であった。

パラグアイ中央銀行の貸付け、再割は勅業銀行に対し、4億7,600万グアラニー17%の増加となり、市中銀行に対しては1億9,200万グアラニーの減少となった。その結果、パラグアイ中央銀行に対する1975年末債務残高は、勅業銀行が32億5,600万グアラニーに増加し、市中銀行は

6億4,500万グアラニーに減少した。

表-14. パラグアイ中央銀行よりの勸業銀行、市中銀行
への貸付け、再割高

(百万グアラニー)

| | 年 度 内 増 減 | | 1975年末 残 高 |
|---------|-----------|------|---------------|
| | 1974 | 1975 | |
| 勸 業 銀 行 | 804 | 476 | 3,256 |
| 市 中 銀 行 | 322 | -192 | 645 |
| 計 | 1,126 | 284 | 3,901 |

1975年の中央銀行認可の勸業銀行新規貸付け総額は22億6,640万グアラニーであり、その81%にあたる18億3,800万グアラニーが農業部門に残り4億2,840万グアラニーが工業部門および牧畜奨励に貸付けられた。

更に中央銀行は1974年に勸業銀行へ貸付けられた内の6億グアラニーにつき期限延長、公債整理を認めている。

農業部門に対する新規貸付けの内訳は

| | |
|--------|---------------|
| 大豆耕作向け | 100,300万グアラニー |
| 小麦 // | 45,000 // |
| 棉 // | 25,000 // |
| 籾 // | 13,500 // |

となっている。

また、勸業銀行の中央銀行への償還は農業部門14億8,960万グアラニー、その他の部門3億100万グアラニーを実行している。一方、市中銀行に関しては1975年に17億5,240万グアラニーの貸付け再割を認可し、20億180万グアラニーの回収を実行した。結果、1975年の中央銀行から、勸業銀行、市中銀行への貸付け再割は1974年と比べて大きく減少することとなった。

民間に対する銀行貸付けおよび前渡金の1975年純増が43億9,700万グアラニーであったことは前述したが、その内、勸業銀行を通じての貸付増分は8億5,400万グアラニーで前年の7%増、市中銀行を通じての貸付増分は35億4,300万グアラニーで28%増であった。また、1975年の新規貸付額は勸業銀行で67億4,700万グアラニー、市中銀行で397億2,000万グアラニーとなり、各々前年比5%、2%の増であった。さらに民間の債務償還額の新規貸付額に対する割合は勸業銀行において1974年72%、1975年87%、市中銀行においては1974年95%、1975年91%となり、勸業銀行融資の早期償還の傾向が認められる。

銀行の貸付け金利は農業、工業、輸出関係に対して最高年利10%、手数料2~3%とし、貸付期

間により貸付条件に申をもたせている。商業融資に対しては最高年利12%とし、手数料を年間8%まで徴求できるとしている。

表-15 民間への銀行貸付け額

(百万グアラニー)

| | 貸 付 け 額 | | 1975年末 残 高 |
|---------|---------|-------|---------------|
| | 1974 | 1975 | |
| 勅 業 銀 行 | 1,710 | 854 | 12,380 |
| 牧 畜 基 金 | 382 | 462 | 3,619 |
| 市 中 銀 行 | 2,044 | 3,543 | 16,432 |
| 計 | 4,136 | 4,859 | 32,431 |

なお、特殊な金融制度として次のようなものがある。

(1) 牧畜基金

この基金は国内の畜産振興、畜産物の輸出振興の為にもうけられたもので、対象は小規模牧畜対象と大規模牧畜対象に区分され、資金は勅業銀行自己資金とB.I.D.資金により構成されている。利用は年々増加しており、1975年は前年比の15%、4億6,200万グアラニーの増加となっている。

(2) 住宅貯蓄貸付制度

本制度は住宅不足の解消を目的に1973年より制定され、同年2億3,100万グアラニー、1974年9億2,230万グアラニー、1975年10億9,320万グアラニーの貸付けを実施、一方、1974年8,750万グアラニー、1975年1億9,760万グアラニーの回収を行なっている。

7. 貿 易

1975年の輸出は1974年の1億6,980万ドルから4%増加し、1億7,620万ドルにとどまったのに対し輸入は1974年の1億7,140万ドルから8%増加し1億8,650万ドルに達し、その結果1974年の160万ドルからさらに増大して930万ドルの入超となった。

1974年は石油価格をはじめとする国際価格の高騰のため前年比輸出34%、輸入64%と急激な増加となったが1975年は世界的な景気後退の為、輸出入とも極めて緩慢なものとなった。特に輸出は伝統的輸出産品である木材や食肉の輸出先国からの輸入制限策による減退や不景気による相手国からの輸入縮小により、その伸び率は大きく後退した。従って本米輸出産品である木材、大豆、ペチグレイン、畜産品等が国内市場にだぶつくという結果をもたらした。

(1) 輸 出

1975年の輸出は前述のごとく、F.O.B価格で4%の増にとどまったが、量的にも6%の減少という結果となった。主な輸出品目の1975年結果は次のごとくとなった。

表-16 貿易収支 (F. O. Bベース)

(千US\$)

| 年 度 | 輸 出 | | 輸 入 | | 収 支 尻 |
|------|---------|------|---------|------|---------|
| | 金 額 | 前年増減 | 金 額 | 前年増減 | |
| 1970 | 64,071 | % | 63,835 | % | 236 |
| 1971 | 65,204 | 2 | 70,272 | 10 | △ 5,068 |
| 1972 | 86,188 | 32 | 69,849 | △ 1 | 16,339 |
| 1973 | 126,927 | 47 | 104,790 | 50 | 22,137 |
| 1974 | 169,806 | 34 | 171,397 | 64 | △ 1,591 |
| 1975 | 176,200 | 4 | 185,543 | 8 | △ 9,343 |

食 肉

1975年の食肉輸出は金額上は前年より8%減の3,220万ドルとなったが量的には1974年の18,845トンから13%増加して21,308トンとなった。1975年の食肉輸出内容はカンヰメ肉が量的に78%増加して15,077トン、額では36%増で2,370万ドルとなった。しかし、一方冷凍肉は量で47%減の4,091トン、額で44%減少して570万ドルとなった。なお、輸出価格は平均カンヰメ肉で24%、冷凍肉で10%ダウンした。また、食肉関係輸出額の総輸出額に占める割合は1973年32%、1974年21%、1975年18%と年々下降傾向を示した。

木 材

1975年の木材輸出はアルゼンチンの制限策によって大きな影響を受け、加工製品は量として6%増の9,626トン、額として63%の570万ドルと伸ばしたものの、木材輸出の主体となる製材は前年の142,673トンから25%減少して107,093トン、額としても2,220万ドルにとどまった。その結果、木材関係全体として、金額上は前年に比して13%の伸びとなったものの、量的には23%減少の116,718トンと大きく後退した。

工業原料用種子及び副産物(大豆)

大豆及び大豆油、また、その副産物の輸出額は前年の5%増である2,020万ドルとなった。内訳を見ると、大豆種実が量的に1%伸び10,195トン、額で1,750万ドルと前年の17%の伸びを示し、大豆粉、大豆油等の工業産品は30,703トン、275万ドルとなった。なお、1975年末の在庫量は大豆種実で15,000トン工業用原料として、20,000トンが推定され、また、大豆ペレットの在庫も相当量あるものと推定されている。大豆ペレットの国際相場は1975年に11%ダウンしている。

1975年の大豆輸出価格の年間平均はF. O. Bベースでトンあたり171ドル、大豆ペレットは85ドルであった。なお、大豆の国際相場は12月のC. I. Fロッテルダム価格がトンあたり180

ドルと1974年同時期の294ドルと比べて39%下落している。

表-17 主要品目別輸出(F.O.Bベース)

(千US\$)

| 品目 | 1974 | 1975 | 変動 | |
|--------------|---------|---------|--------|-----|
| | | | 額 | % |
| 食肉 | 35,173 | 32,221 | △2,952 | △8 |
| 工業原料用種子及び副産物 | 19,325 | 20,220 | 895 | 5 |
| 綿セソイ | 16,500 | 20,108 | 3,608 | 22 |
| 木材 | 24,698 | 27,865 | 3,167 | 13 |
| タバコ | 11,441 | 12,015 | 574 | 5 |
| 植物油 | 12,446 | 10,513 | △1,933 | △16 |
| 香料油 | 8,371 | 9,753 | 1,382 | 17 |
| 砂糖 | 10,005 | 6,657 | △3,348 | △33 |
| コーヒー | 3,986 | 8,718 | 4,732 | 119 |
| 皮革 | 4,485 | 1,924 | △2,561 | △57 |
| その他 | 23,376 | 26,206 | 2,830 | 12 |
| 計 | 169,806 | 176,200 | 6,394 | 4 |

綿セソイ

綿の輸出はここ数年、政府の栽培奨励策により飛躍的に増加しており1975年においても量で52%伸びて26,526トンに達し、額においても2,010万ドルと前年比22%の増となった。総輸出額にしめる割合も1972年においては4%にすぎなかったものが、1975年には12%と、大豆関係輸出高とほぼ同じレベルにまで達した。

タバコ

1975年の国際相場には全く変化なく、量、額ともに24,960トンで4%、1,200万ドルで6%の増と緩やかな伸びに終わった。

植物油

ココヤシ油、油桐油を代表とする植物油は1975年1,060万ドル、20,335トンと前年比で各々25%、26%と大巾に減少した。

香料油

1975年の香料油の輸出量は841トンと31%の伸びとなったが、輸出額は980万ドルと17%の伸びにとどまった。これはハッカ、ペチグレイン等の国際相場の下落に帰因するもので、ペチグレインは1974年12月のキロ当り13ドルから1975年12月には7.2ドルへハッカはキロ当り

表-18 主要国別輸出 (F.O.Bベース)

(百万US\$)

| | 1970 | 1971 | 1972 | 1973 | 1974 | 1975 |
|--------|------|------|------|-------|-------|-------|
| アルゼンチン | 17.6 | 17.8 | 15.7 | 16.2 | 38.5 | 49.7 |
| スペイン | 3.7 | 2.4 | 3.2 | 2.7 | 4.5 | 4.6 |
| イギリス | 4.7 | 3.6 | 7.5 | 8.6 | 14.7 | 18.3 |
| アメリカ | 9.1 | 10.4 | 12.8 | 16.4 | 19.4 | 15.5 |
| フランス | 3.4 | 3.0 | 3.2 | 5.4 | 7.1 | 7.9 |
| ウルグアイ | 2.7 | 1.4 | 0.6 | 1.1 | 1.9 | 2.3 |
| ベルギー | 2.1 | 2.9 | 4.2 | 6.0 | 5.2 | 3.8 |
| オランダ | 5.5 | 5.0 | 6.2 | 10.5 | 15.8 | 15.1 |
| 西ドイツ | 3.5 | 3.6 | 14.1 | 23.3 | 22.2 | 22.1 |
| イタリア | 0.4 | 1.2 | 0.7 | 1.6 | 2.6 | 0.8 |
| スイス | 0.3 | 0.4 | 1.8 | 6.6 | 15.6 | 13.4 |
| ブラジル | 1.1 | 0.8 | 0.7 | 2.9 | 6.1 | 5.7 |
| 日本 | 1.2 | 0.5 | 0.8 | 1.3 | 1.8 | 3.7 |
| その他 | 9.0 | 12.1 | 14.7 | 24.1 | 14.3 | 13.3 |
| 計 | 64.1 | 65.2 | 86.2 | 126.9 | 169.8 | 176.2 |

12.75ドルから9ドルに下がっている。また1974年6月の価格はペチグレイン25.5ドル、ハッカ25ドルであった。

砂糖

当国の1975年輸出実績の内、落込みの最も激しかった品目の一つである。砂糖の輸出量は1974年に2万トンと過去実績の最高に達し将来に希望をいだかせたが、1975年には再び2万トンを大きく下回り13,580トンと32%もの減少となり、金額的にも1,000万ドルから670万ドルと33%の減少となった。

コーヒー

1975年のコーヒー輸出はブラジルの需害が大きく影響し、量、額ともに大きく伸びた。特に価格は暴騰しており、1974年の平均輸出価格トン当り990ドルから1975年には1,470ドルにまで達している。

1975年の輸出量は5,935トンと47%、額は870万ドルと118%の伸びとなっている。当国の収量には大した被害を受けなかったが、樹そのものはかなりの影響を受けているようであり、1976年の収穫が深刻な問題となっている。

その他

牛革の輸出が食肉の影響を受け、量で9%、額で57%の減少となった。マテ茶、油ヤシは輸出額で19%、25%と輸出量は55%、27%の減少となり、またセメントも額で38%、量で42%の減少となった。これに対しケブラチヨ油が輸出量で143%、輸出額で190%と驚異的な伸びを示し、12,666トン、250万ドルとなった。

輸出先国別に見ると、やはりアルゼンチン向けが最も多く、総額の28%をしめ、これについで西ドイツへ13%、イギリスへ10%、米國、オランダへ9%と輸出されている。また地域別にみると35%がALALCへ、28%がECへ、23%が他の欧州諸國へ、9%が北米へ向けられている。なお対日輸出額は2%、370万ドルにしかすぎない。

(2) 輸 入

1975年の輸入の伸びは8%にとどまったが、品目別に見るとかなり大きな変動がある。

表-19 主要品目別輸入(F.O.Bベース)

(千US\$)

| 品 目 | 1974 | 1975 | 変 動 | |
|---------------|---------|---------|---------|------|
| | | | 額 | % |
| 機 械 類 | 27,866 | 36,626 | 8,760 | 31 |
| 輸送機械及び部品 | 18,740 | 22,614 | 3,874 | 21 |
| 鉄、非金属及び製品 | 14,087 | 16,073 | 1,986 | 14 |
| セ ン イ 及 び 製 品 | 4,303 | 3,741 | △ 562 | △ 13 |
| 農 業 用 機 械 | 5,752 | 4,822 | △ 930 | △ 16 |
| 燃 料 及 び 潤 滑 油 | 41,904 | 38,443 | △ 3,461 | △ 8 |
| 化学製品及び薬品 | 10,133 | 9,538 | △ 595 | △ 6 |
| 食 料 品 | 14,420 | 8,808 | △ 5,612 | △ 39 |
| 酒 類 及 び タ バ コ | 11,243 | 18,172 | 6,929 | 62 |
| 紙 及 び 製 品 | 5,024 | 5,275 | 251 | 5 |
| 雑 品 | 17,925 | 21,431 | 3,506 | 20 |
| 計 | 171,397 | 185,543 | 14,146 | 8 |

大きな伸びを示した品目としては、一方では、食料品の62%、機械類の31%、輸送機械及び同部品の21%と最も大きな部分をしめているが、1974年の24%と比べると、しめる割合は低下しており、額も8%の減少となっている。1975年の大きな特徴としては、機械類、輸送機械及び同部品といった資本金輸入の増加であり、両者合わせて、5,900万ドルとなり、総輸入額の32%をしめるまでになっている。1974年は4,660万ドルで27%であった。

表-20 主要国別輸入 (F.O.Bベース)

(百万US\$)

| | 1970 | 1971 | 1972 | 1973 | 1974 | 1975 |
|--------|------|------|------|-------|-------|-------|
| アルゼンチン | 11.8 | 10.1 | 10.8 | 27.6 | 48.4 | 33.3 |
| アメリカ | 14.9 | 17.9 | 13.7 | 17.3 | 15.6 | 21.8 |
| ウイ | 1.5 | 1.2 | 1.2 | 0.9 | 2.7 | 3.5 |
| イギリス | 5.5 | 6.9 | 5.8 | 7.8 | 10.1 | 16.2 |
| オランダ | 0.7 | 0.6 | 0.6 | 0.6 | 1.6 | 1.0 |
| 西ドイツ | 9.2 | 8.2 | 10.0 | 11.8 | 14.3 | 14.5 |
| ベルギー | 0.4 | 0.4 | 0.5 | 0.3 | 0.4 | 1.8 |
| スペイン | 0.6 | 0.8 | 0.9 | 0.9 | 1.5 | 1.3 |
| スウェーデン | 1.5 | 1.3 | 1.0 | 1.8 | 2.7 | 3.1 |
| フランス | 5.2 | 6.1 | 5.2 | 6.6 | 13.0 | 29.1 |
| イタリア | 1.3 | 1.4 | 2.5 | 3.4 | 1.3 | 2.1 |
| スイス | 0.5 | 0.7 | 0.4 | 1.2 | 1.0 | 1.0 |
| ブラジル | 2.0 | 5.1 | 10.4 | 15.5 | 28.3 | 37.1 |
| 日本 | 4.3 | 3.9 | 3.1 | 4.1 | 5.8 | 8.8 |
| その他 | 4.4 | 5.7 | 3.7 | 5.1 | 24.7 | 10.9 |
| 計 | 63.8 | 70.3 | 69.8 | 104.8 | 171.4 | 185.5 |

国別に見ると、従来アルゼンチンよりの輸入が常に第1位をしめていたが、1975年に入り年々増加の傾向にあったブラジルよりの輸入がついにアルゼンチンを抜き第1位となった。ブラジルよりの輸入は全体の20%にあたる3,710万ドル、アルゼンチンよりは3,330万ドルで18%となった。その他主要な輸入先国としてはフランス(フランス領を含む)で全体の16%、アメリカ12%、イギリス9%、ドイツ8%と続き欧州市場が大きな相手国となっている。対日輸入は全体の5%にあたる880万ドルとなっている。

8. 国際収支

1975年の国際収支は3,180万ドルの黒字となったが、1974年の3,910万ドルの黒字から見ると黒字額は低下するという結果となった。これは経常収支特に、貿易収支の赤字増加によるもので、国際景気の後退による輸出の伸び悩みと、高騰を続ける機械類、輸送機械類といった資材を国内産業発展のため輸入せざるを得なかったという情勢によっている。経常収支の赤字額は1974年の5,340万ドルから7,180万ドルとなった。

パラグアイの国際収支パターンは、経常収支の赤字を外資導入による資本収支の黒字により支えるという型になっており、1975年は1974年に比べてさらにその傾向が強くなって来た。1975年の

資本収支は1億780万ドルの黒字となったがその内訳は長期性資本が1億1,180万ドルの黒字、短期性のもが400万ドルの赤字となっている。長期性外資の導入額は1975年6,750万ドルとなり、1974年の2,690万ドル、1973年の1,540万ドルと比較すると急増した。この6,750万ドルの内訳は長期貸付け1,540万ドル、民間投資790万ドル、Itaipu Binacionalプロジェクトに関して4,250万ドル、Yacyreta Binacionalプロジェクトに関して260万ドルとなっている。

表-21 国際収支

(百万US\$)

| | 1974 | 1975 |
|--------------|---------|---------|
| 1. 貿易収支 | - 25.3 | - 38.8 |
| 輸出 | 172.9 | 176.2 |
| 輸入 | - 198.2 | - 215.0 |
| 2. 貿易外収支及び贈与 | - 28.1 | - 33.0 |
| 3. 資本収支 | 94.7 | 107.8 |
| 銀行外部 | 83.5 | 97.3 |
| 銀行内部 | 11.2 | 10.5 |
| 4. 誤差脱漏 | - 2.2 | - 4.2 |
| 5. 総合収支 | 39.1 | 31.8 |

表-22 外貨準備高

(千ドル)

| | 期 間 | 変 動 | 1975年末 |
|-------------|---------|----------|---------|
| | 1974 | 1975 | |
| 金及びドル | 31,225 | 45,621 | 93,226 |
| ALALC多角決算尻 | 8,762 | - 5,973 | - 23 |
| その他の通貨 | - 9,762 | - 10,911 | 5,309 |
| IMF、Gold Tr | - | 8 | 5,761 |
| S R D | - | 230 | 8,151 |
| 総 計 | 30,309 | 28,975 | 112,424 |

中央銀行の外貨準備高は1974年の3,030万ドル増にはおよばなかったが2,900万ドル伸びて1975年末には1億1,240万ドルに達した。外貨準備高の内訳としては83%が米ドルとなっている。

9 為替管理

パラグアイの為替制度は二重相場制度を適用している。

銀行における公定相場での1975年取引は2億7,430万ドルの“買い”、2億4,830万ドルの“売り”となり“買い”は1974年の8%増、“売り”は16%増となった。“買い”の57%にあたる1億5,660万ドルが輸出によるものであり、“売り”の78%にあたる1億9,490万ドルが輸入支払いによるものである。

公定レートは1960年から1975年く間1ドル当り“買い”123.60 グァラニー、“売り”126.7 フラニーと維持して来たが、中央銀行は1975年6月“売り”の散大手数料を2%と制定、“売り”“買い”とも126 グァラニーに定めた。

自由変動相場制をとる外貨交換所での取引は1975年1億2,510万ドルを買い、1億2,440万ドルを売った。1974年と比べると“買い”で7%、“売り”で7.4%と伸びている。この外貨交換所は1973年の中央銀行による設立許可以来年々増えている。交換レートは外貨交換所で自由に取り決められるが、1974年に1ドル当り139 グァラニーであったものが、1975年には140 グァラニーとなった。

表-23 銀行による為替取引

(千US\$)

| | 取 引 額 | | 変 動 (%) |
|-------|---------|---------|------------|
| | 1974年 | 1975年 | |
| 収 入 | | | |
| 輸 出 | 187,076 | 156,492 | △16 |
| そ の 他 | 66,222 | 117,853 | 78 |
| 計 | 253,298 | 274,345 | 8 |
| 支 出 | | | |
| 輸 入 | 165,311 | 194,864 | 18 |
| そ の 他 | 50,527 | 53,425 | 6 |
| 計 | 215,838 | 248,289 | 15 |

10 外国借款

1975年パラグアイ国が契約した新規の外国借款契約額は1億4,140万ドル、うち公共部門が80%の1億1,260万ドル、民間部門が20%の2,880万ドルとなった。目的別に見ると48%が基礎整備関係に、51%が経済振興関係に、1%が社会厚生関係に向けられている。

資金調達先別に見ると、全体の29%にあたる4,160万ドルがB. I. Dからのものであり、この内の3,360万ドルが国内電気網整備拡張事業を目的とするANDEに対するものであり、残り800万ドルが弱少工業及び農業に対する融資資金を目的とした勧業銀行に対するものであった。また、全体の11%にあたる1,500万ドルがIDAより、13%にあたる1,780万ドルが南アフリカ政府よりとな

つている。さらに ANTELCO は全体の 7% にあたる 1,130 万ドルの貸付けをうけた。これにはマイクローエーブ、人工衛星通信施設建設のため日本の経済協力基金からの 660 万ドルが含まれている。

表-24 外国借款の利用

(千US\$)

| | 1974 | | 1975 | |
|----------|--------|-------|--------|-------|
| | 金額 | 構成比、% | 金額 | 構成比、% |
| 基盤整備 | 26,797 | 38 | 38,671 | 46 |
| 運輸通信関係 | 12,052 | | 10,816 | |
| 水力発電関係 | 10,963 | | 17,598 | |
| 上下水道関係 | 3,782 | | 1,803 | |
| 国際空港整備 | — | | 8,454 | |
| 経済振興 | 40,184 | 57 | 38,178 | 46 |
| 中小企業関係 | 12,719 | | 17,063 | |
| 経済振興費 | 2,899 | | 4,341 | |
| 低所得農牧者関係 | 21,298 | | 13,861 | |
| 畜産基金 | 3,010 | | 2,411 | |
| 住宅建設関係 | 47 | | 502 | |
| 建設機械関係 | 211 | | — | |
| 社会厚生事業 | 3,247 | 5 | 6,841 | 8 |
| 拓殖関係 | — | | — | |
| 住宅関係 | 1,185 | | 4,699 | |
| 教育関係 | 1,669 | | 2,139 | |
| 厚生関係 | 393 | | 2 | |
| 総計 | 70,228 | 100 | 83,690 | 100 |

ブラジル政府はブラジル銀行から全体の 7% にあたる 1,000 万ドルをブラジル製品輸入を目的として貸付けを勧業銀行に対して行っており、米國銀行筋も全体の 2% にあたる 360 万ドルを勧業銀行に対して貸付けている。

なお、全体の 14% にあたる 1,950 万ドルは輸入の支払い延期によるものである。

1976 年に利用された中期、長期の外国借款は 8,370 万ドルに達し、1974 年の 7,020 万ドルから 1,350 万ドルの伸びとなった。その中を見るとその 67% にあたる 5,620 万ドルが公共部門において

表-26 外国借款の現状

(百万US\$)

| | 実 績 | | 1975年末 累 計 |
|---------|------|-------|---------------|
| | 1974 | 1975 | |
| 契 約 額 | 95.9 | 141.4 | 663.1 |
| 利 用 額 | 70.2 | 83.7 | 433.6 |
| 未 決 済 額 | — | — | 229.5 |
| 償 却 額 | 21.6 | 24.0 | 101.6 |
| 支 払 利 息 | 6.9 | 11.6 | 53.5 |
| 純 借 款 額 | — | — | 332.0 |

33%、2,750万ドルが民間部門において利用され、1974年に比べると公共部門での利用が1,400万ドルの増となったのに対し、民間部門の利用がわずかではあるが53万ドルの減少という結果になった。内容を見ると基盤整備関係に対して全体の46%にあたる3,870万ドル、経済振興関係に対してもやはり46%にあたる3,820万ドル、残り8%が社会厚生関係に利用されている。基盤整備関係の3,870万ドルは前年の44%の増であるが、その中に1,960万ドルがAcaray IIの水力発電事業送電システム拡大等に利用され、空港建設、道路整備等の運輸、通信関係には1,080万ドル、下水施設、水道施設の整備等には180万ドル、国際空港建設には840万ドルが利用された。経済振興関係へ利用された3,820万ドルの内訳を見ると、農業振興に経済発展振興費を含め1,800万ドル畜産基金に240万ドル、中小企業に1,700万ドル、住宅資金融資に50万ドルが利用されている。社会厚生関係の主体は空港周辺、国際道路周辺の低所得層の為の682戸の住宅建設への利用であり、その額は400万ドルとなっている。

外国借款の償却及び利息支払いは1974年の2,850万ドルから25%増の3,560万ドルとなった。

その結果1975年末で外国借款の契約総額は65億6,300万ドルにのぼりその内4億3,400万ドルが利用され、2億2,900万ドルが未決済となっている。また同時期における外国借款の負債総額は未決済分を含め3億3,200万ドルとなっている。

データ出所

RESEÑA ECONOMICA FINANCIERA Y MONETARIA DEL AÑO 1975

BANCO CENTRAL DEL PARAGUAY

BOLETIN ESTADISTICO MENSUEL, MARZO 1976

BANCO CENTRAL DEL PARAGUAY

CUENTAS NACIONALES 1962 / 1975

BANCO CENTRAL DEL PARAGUAY

表-26 外国借款の償却及び利息支払い

(千US\$)

| | 1974 | 1975 | 増加率、% |
|---------|--------|--------|-------|
| 公 共 部 門 | 21,596 | 25,239 | 17 |
| 償 却 | 13,553 | 15,412 | |
| 利 息 | 8,043 | 9,827 | |
| 民 間 部 門 | 6,930 | 10,399 | 50 |
| 償 却 | 6,053 | 8,611 | |
| 利 息 | 877 | 1,788 | |
| 総 計 | 28,526 | 35,638 | 25 |
| 償 却 | 19,606 | 24,023 | |
| 利 息 | 8,920 | 11,615 | |

IV パラグアイの森林法

(法律 第 422 号)

第 1 章 目的及び権限

第 1 条 当法は我国の森林及び林地の合理的使用とその管理を公共の利益のために行なうよう定めるものであり、その他多くの天然資源についても当法により定められた拘束を受ける。また、森林資源に対する保護、維持管理、改善及び育成についても公共の義務として行うことを宜するものである。民有・公有を問わず更新可能な森林、林地及び天然資源に関する諸問題は当法律中各項に定められた拘束と制限に委ねるものとする。

第 2 条 基本的目的

- a) 当国の森林資源に対する保護、維持管理、拡大、更新及びその合理的利用
- b) 林木生産の場としての林地を国家レベルでの経済計画中に組入れる。
- c) 土壌侵食に対する制御
- d) 流域の保護
- e) 造林保育の促進、耕地の保護、林道その他交通路の整備及び整理、公衆衛生及び観光地としての整備及び整理
- f) 林産物生産地域に対する経済的通路としての林道建設に当り公共通信省との提携
- g) 社会的最大効益を得る目的からの狩猟、河川・湖沼漁猟のための天然資源の保護と育成
- h) 林産物の調査研究とその普及
- i) 国土防衛への協力

第 3 条 当法の目的たる林地に対してはその土壌条件を木材生産及びそれ以外の森林生産物にとって好ましい状態に維持すること。

第 4 条 森林及び林地の分類については次のごとく定める。

- a) 生産林
- b) 保護林
- c) 特殊林

第 5 条 生産林及び生産用林地とは、一定の施業を通じて、年間もしくは定期的な収益を期待できる森林をさす。

第 6 条 保護林とは、次のような目的を果すために設けられたものである。

- a) 水資源(水系)調査
- b) 土壌、農業耕作、畜産開発、道路、河岸、小川、湖及びその中の島、運河及び貯水池の保護
- c) 侵食、洪水防止及び風による異常乾燥回避

d) 動植物層の保護

e) 公衆衛生保持

f) 国土防衛保障

第7条 特殊林とは、科学的、教育的、歴史的、レクリエーション的な分野から保護の必要を認められたものをさす。

第8条 森林局を通じて農政省は、本件につき権限を有する他の機関や事業団体と提携して、当法第4条に沿った使用の区分けを基にすべての森林及び林地を評定する。

第9条 当国の森林資源は森林局の行政区域下にあり、次のように設定されている。

a) 国有林地

b) 国有林

c) 国有苗畑

第10条 当国の私有林及び林地であっても、保存地区と定められた場合はその譲渡は不可能である。なお、移住計画に好ましいと考えられるような適切な技術研究を行い、社会的利益のために用いられる地域はこの限りでない。

第2章 森林局

第11条 当国天然資源の維持、改良、拡大及びその合理的利用等に関し、更新可能な天然資源を管理、奨励、育成するため、当法により示される特別な権限と権能を備え、農政省に属する森林局を創設する。

第12条 森林局の権限と機能

a) 当国の経済開発業務に携わる機関と提携して森林政策を制定する。

b) 当法により定められた森林資源、資産である諸施設を管理する。

c) 当国の更新可能な森林及び林地の調査を実行する。

d) 森林図、土地台帳及び森林・林地に対する評価基準を制定する。

e) 森林の利用状態、取り扱い方及び当国の更新可能な天然資源について、これを査察する。

f) 技術研究と林産物の規格化を技術規格研究所と共同で推進する。

g) 造林用苗木生産のための苗畑を設ける。

h) 国有の森林及び苗畑からの林産物に対する販売価格を定める。

1) 国有林の経営管理を行なう。

j) 保存林地域の決定を行なう。

k) 林地の保護、回復及び利用状態を査証し、法的な決定を下す。

1) 当法に定められた法的規制内での各種予備認可を下す。

11) 森林の火災、病害、各種災害からの保護防止活動

- m) 植林用苗木の保護、育成及び狩猟、漁業範囲の決定
- n) 移住集落及び森林組合創設の奨励と共同林創設の促進
- n) 審議会からの参考意見と行政当局の決裁とによる認可に基づき、国有林及び特殊地域の利用について規則を制定する。ただし、生産物の種類、品質、生産費及び販売価格については、その時々に応じて決定する。

第13条 森林局の依頼を受けて特殊な問題に関する技術研究、特殊技能その他の業務については、森林局によって定められている基準の限度額内で支払いを受けることができる。

第14条 森林局と文部省は提携して、中学教育及び職業学校教育用林業プログラムを制定する。

第3章 管理・指導

第15条 森林局の管理・指導は農牧省の提案により行政部局から指名された長の責任による。

第16条 長となるためには、パラグエイ市民権を有し、農業技術を有し、管理経験があり、森林科学の専門家であって、道徳的資質があると認められた者でなければならない。

第17条 長の義務及び職権

- a) 当法の処分権の遂行
- b) 当法にもられた目的の遂行のための計画立案
- c) 内部機構及び部の機能の規準案を立案する。
- d) 年間予算の作成
- e) 技術的、管理的、財政的業務の統制
- f) 当法の定めるところにより公共入札、価格競争入札会を開催し、農牧省に対しそれぞれの裁定を申し込む。
- g) 国内、国際機関からの借入れ協定及びその契約の承認業務
- h) 公務員の任命、昇進、配置換、ヒ免、解職等の提案
- i) 当機構の目的をより好ましく遂行するために必要なその他の業務実行

第4章 審議会

第18条 森林局は農牧省から数名の専門公務員、中央銀行の代表1名、地方福祉機関の代表1名、パラグエイ地方協会の代表1名、農業国営組合代表1名、木材業界で組織する木材協会の工業部門代表1名、生産部門代表1名からなる審議会を設けることができる。審議会の構成員はそれぞれの団体からの推せんを通じ行政当局から指名され、無報酬である。

第19条 審議会は当法律の目的を遂行するために技術的、管理的、財政的な各方面から当機構に対し、森林局の長に対し、常に助言を与える目的を有している。

第20条 行政当局は審議会の機構と機能を法的に規定する。

第5章 一般森林制度

第21条 当国内に存在する全ての森林及び林地は当法律の制度に委ねられる。

第22条 次の目的に必要な森林及び林地の公共事業及び収用を行なう。

a) 土壌侵食の制御

b) 流域の保護と調節

c) 耕作地の保護

d) 交通路の維持と整備

e) 公衆衛生と観光地の整備

第23条 森林及び林地の荒廃を招くような使用法、また林産物の不合理な利用を禁ずる。

第24条 森林の利用はあらかじめ作業計画に基づいた申請が提出され、森林局から認可が下りた時点で開始される。申請に対しては60日以内に回答を与えるものとする。

第25条 生産林が不当に利用された場合、林業関係当局はその所有者に対し認可計画に沿った利用法に戻すよう通達する。そして、指定した作業の中止等を含む命令に従わなかった場合は該当する罰則を課することができる。

第26条 木材及び他の林産物の貿易、取引は森林局によって発行された指導方針に沿うことなく行なってはならない。上記指導書は品質、種類、重量、材積、輸送品の発送国、受取人等明細に示すようになっている。

第27条 林産物の利用、工業、商業及び生産の目的で植林事業に従事する全ての個人もしくは法人は、森林局が認定する台帳に記名されなければならない。

第28条 森林を利用する個人もしくは法人は毎年度、年度末に森林局に対し、その利用森林面積、伐採された林木の種類、材積、重量等を通知しなければならない。

第29条 森林局は森林火災、森林災害、森林病害に対して、それぞれ定められた範囲内で対策を請じつつ執行する責任を負う。

第30条 森林局が決定した地域もしくは時期以外にも新しく農牧地域として許可することもありうるので、林内での火の使用を当分の間禁止する。

第31条 水源や水流の周辺地域において高木、低木を伐採したり、損傷を与えたり、破壊したりするような利用を禁止する。

第32条 31条で示された地域は保護林として申告され、その経営は保護林に関する規定の中にもうけられた制限と制約に応じ、慎重に行なわれる。

第6章 利用に関する規定

第33条 保護林はいくつかの例外はあるとしても最も好ましい“性格”の利用が望まれる。

第34条 特殊林は国民全体の利益を併なう利用以外にはいかなる開発も許されない。

第35条 森林局は台帳に記名された者から申請があった場合、1年に限り、一定地域内で千立方メートル

での伐採、或いは、面積 100 ha までの伐採を許可することができる。

第36条 森林局は伐採地域に居住し、しかも材の加工設備を備えうる業者に対しては森林開発権が認可される特典を与える。中小業界に対しては国有林について、5年間に限り、最大 200ha までの林地を裁定の上、競売することができる。

第37条 35条及び36条に準拠した許可事項及びその利権は、森林局が定めた直接裁定規準に沿ってのみ可能である。

第38条 森林局は相当な機材と技術的能力を備えた業者に対しては10年を超えない期間で1万 ha までの国有林の利用認可を下すことができる。更に、経済的に正統な動機を有する時に限り最長5年間までの延長許可を行うことができる。ただし、こうした利用の許可は公共入札を通してのみ認められる。

第39条 国有林の利用に関する許可権及び開発権は譲渡不能なものとする。

第40条 経済的資産をもちえぬ者は、個人或はその家族にとって必要な用途を目的として、限定されてはいるが、無料で森林利用の許可を与えられる。但しこれを商業化してはならない。

第41条 国有林の利用及び未分類国有林の利用については、当法律12条ⁿ項に従って森林局が決めた支払い規準に準ずるものとする。

第42条 森林地域と定められた地区に20 ha 以上の土地を所有する者は全て林野面積の25%を利用対象外地域として維持しなければならない。この最低維持率を確保しえぬ場合、その所有者は林野面積の5%に相当する面積に植林しなければならない。

第7章 林業助成及び免税措置

第43条 林地に指定された範囲にある耕作地は、制定される規則により、場合によっては不動産税を支払うことになる。

第44条 所得税額の全て、或はその一部を植林事業に投資した者は、その投資額に応じて上記の税の支払い義務を軽減される。

第45条 林業に従事する者もしくは企業は当法公布の時点より国税或は為替税に関し、免税権を有する。ただし、これは当国の植林保育に必要な機材、薬剤、種子、くい、樹木、その他の輸入品に因してのみである。

第46条 行政当局は一定の枠の中で、林産物の工業化、商品化以外に森林の植林保育及びその利用のための民間分野の活動を、という助成措置を以って奨励しなければならない。

第47条 森林局は林産物に対する新たな工業化及びそれを促進するための科学的林業活動に対し、奨励金を許可することができる。

第8章 林業基金

第48条 森林局の計画に必要な財源として林業基金を設ける。

第49条 林業基金は次により構成される。

- a) (今回1回限りであるが)1974年度の国家一般予算に計上された1,000万グララーの国の特別出資。(大蔵省は1974年の第1四半期にこの金額の出資を完了した。)
- b) 毎年度の国家一般予算に計上される額及び特別法に対して計上される額。
- c) 査定による租税及び当法で創設された付加税
- d) 国有林の利用に係る借地料
- e) 罰金、没収、賠償、鑑定料及び特別な問題に対しての研究実施の必要経費、その他各種の技術的業務によるもの。
- f) 森林生産物とそれに準ずるもの、すなわち、植物、種子、地図、出版物、写真、材の見本等に対する税によるもの。
- g) 国内及び国際的機関からの借入。
- h) 遺贈及び寄付によるもの。

第50条 前条に示された資金と森林作業を実際に行なう際の農牧省から受入れる各種の資金は森林局の財源を構成する。

第51条 森林局の基金はパラグアイ中央銀行及び森林局の要請に応じて随時特別会計として留保される。

第52条 森林局の管理上及び財政上の事項は農牧省及び国家財政監査庁によって査察をうける。

第9章 違反行為

第53条 違反行為とは次のものをさす。

- a) 森林局から許可された林産資源の利用計画に対する不履行
- b) 規定の許可なく樹木を伐採し、或は樹脂を採取し、また樹皮をはいだとき。
- c) 森林局が提示した公告事項を守らなかったとき。
- d) 虚偽の中告をしたとき。
- e) 意図的に森林を焼こうとしたとき。
- f) 森林局の許可なく、森林或は林地で家畜を飼育したとき。
- g) 当法の各条項または先例を守らなかったとき。

第54条 前条で示される違反に対しては以下に述べるような罰則をもって制裁される。

- a) 罰金
- b) 没収
- c) 向う3年間の利用開発許可の停止
- d) 森林作業権の剝奪

第55条 罰金は1,000グララー以上50万グララー以下とする。ただし、生産物価格をこえない範

- 期內とする。罰金はその時点での種々の事情を考慮した上で適用するものとする。
- 第56条 当法の規定事項は森林局によってのみ適用される。
- 第57条 林産物を許可なく占有するような違反に対しては、そこで得られた林産物は全て没収されるものとする。また、それらを不当に所持し或は使用した者は相応の規定事項に沿った処罰を受ける。
- 第58条 森林局職員或はその他の公務員にとって、その代理人もしくは依頼人が違反行為を行なった場合、責任は後者にあるのではなく、前者が全てその責務を負うものとする。
- 第59条 刑期は5年以内とする。
- 第60条 当法による規定の適用にあたって、提出された資料を略式手続きにより行政的に審理しうる。また違反者の申し述べを聞くこともなされなければならない。
- 第61条 当法に基づく判決が下った場合、判決後有効期間である5日以内に申し出があった場合は新たに始められる再控訴に対して、当法は違反者に対し再度裁判の場を与えなければならない。
- 第62条 前条で示された控訴の余地がない場合、違反者は農牧省に対し直接控訴をすることができる。但し行政的に扱われるような訴訟に対しては別のものとして判決の決定から5日以内になされなければならない。
- 第63条 この章でのべた条件は全て森林局にとって緊急な事項である。ただしここでは66条による処置は除くものとする。

第10章 特別措置と暫定措置

- 第64条 当法の適用による財政収入は66条の処置を除いて森林局によってのみ徴収及び利用されるものとする。いかなる目的にあっても資源を恣意的に使用することはできない。これを守れない農牧省及び森林局職員は個人的もしくは共同で責任を負わなければならない。従って、公務員としての立場上の公務責任をより明確にするため、公務員が職務をしりぞいてから1年間はその処身は制約を受ける。
- 第65条 森林作業を実施する農牧省支局に直接影響する予算や職員に関する問題は森林局が担当する。
- 第66条 当法公布後1年間は、現在継続中の作業は森林局が示した利用基準に沿った方法によることとする。
- 第67条 森林局が当法により得る所得は次のものによる。
- a) 特殊林開発権
 - b) 国有林材売却費
 - c) 森林開発に関連して地方福祉機関が事実上えた収入は次のように地方福祉機関へ移管されるものとする。
 - (1) 1974年の収入の100%
 - (2) 1975年の収入の75%

(3) 1976年の収入の50%

第68条 前条で定められた期間に至った時点で当法の適用による収入は森林局によってのみ利用されるものとする。

第69条 当法の公布から180日以内に、森林開発の許可を受けたもの及び地方福祉機関によって処分された木材の移送許可を受けたものは、森林局の経費を用いることなく、登記、文書交換がなされなければならない。

第70条 当法は1974年1月1日より効力を発生する。

第71条 当法に相反する全ての法的処置及び判例はこれを廃止する。

V. ブラジルの農業と外資政策

1. 農業の概要

ブラジルは1964年以降急速な経済成長をなしとげ、特に1970～1974年間の国民総生産の平均成長率は10.7%に達した。この結果ブラジル国民総生産の規模は自由世界第8位となった。1974年世界経済を停滞させた石油危機はブラジル経済にも大きな影響を与えた。1975年の国民総生産額は約1,000億ドルで前年比4.2%の伸びにとどまった。しかしこれは人口増加率('65～'74年平均2.8%)よりはるかに高く、世界経済の停滞を考えると良好な水準であり同年の国民1人当りの所得は935ドルとなった。

ブラジルは国土の大部分が熱帯地域に位置しているが、温暖な気候の地域も非常に広く、増加しつつある世界の人口に対処する種々の農産物の生産に適した条件を備えている。農牧場の数は全国で約490万、農業従事者人口は約1,820万人である(ブラジルの総人口は'74年現在で10,424万人)。しかし農業牧畜に利用されている土地は約3,400万haと国土の3%(国土面積8,512千km²)強にすぎない。ブラジルでは現在、農業、牧畜業の拡大をはかる特別プログラムが実施されており、それによって近い将来、耕地面積が500万ha増加する見込みである。また、ここ数年間、ブラジルでは農業機械、農業用航空機、肥料、農薬、優良種子、配合飼料の使用拡大といった近代農業資材の投入によって、旧態依然の耕作方法からの脱却が急進展している。

農業部門の生産についてみると1960年代の実質成長率は年平均4.4%であった。この期間の人口増加率が年平均2.9%であったから国民1人当りの農産物供給量はかなり増加したことになる。また、農業部門の国民総生産に対して占める割合は'60～'70年の間に20%から17%に低下した。これはこの時期に急速な工業化を基礎とした経済開発が進展したためである。

ブラジルの食糧資源は非常に豊富であり、積極的な農業開発によって食糧供給国になろうとしており、昨年50年ぶりといわれる異常寒波が、ブラジル南部をおそい、農牧畜業の実質成長率が'74年の8.5%から'75年には3.4%と半分以下に急落した。

この結果、コーヒー産地のパラナ州、サンパウロ州の受けた打撃は非常に大きく、小麦、トマト、牧畜にも悪影響を及ぼした。北部(レシフェー帯)の水害で砂糖きびの生産は大きく落ち込むことになった。

IBGE(地理統計院)がこのほどまとめた主要作物の'76年の生産予想によると、綿花、コーヒーを除いてほとんど前年実績を上回ることになる。他の農産物では、米、ジャガイモ、マンジョカ、オレンジ、たばこ等の生産増は著しいが、中でも大豆は作付面積が急に拡大し、生産量の増大は目ざましく、大豆生産量は'73年499万t、'74年780万t、'75年989万tと増大し、'76年は1,130万tになると予想されている。

大豆は今や米国に次いで世界第2位の生産国を誇り、国際穀物市場で米国も無視できない存在となりつつある。ブラジルが大豆生産に力を入れ出したのは'70年からであるが、ここ5~6年のうちに世界有数の生産国にのし上がったことは、同国の農業飛躍力を端的に表したものと見える。ブラジルは現在、世界最大のコーヒー輸出国、世界最大の砂糖輸出国、世界第2位の大豆生産国といったように農業国としての地位を高めている。

現在、日本国とブラジルの農業開発協力事業関係としてはセラード農業開発、リベイラ川総合開発などの他、日本の民間企業を通じての現地開発企業による畜産（牧畜、養鶏）および特用作物（香料植物、セニ作物）の民間ベースによる農業開発協力事業に対する資金協力を実施している。

2. 日系社会

日系社会には日本語を話す一世と、そうでない二世、三世がいるし、一世の中には戦前移民と戦後移民とで微妙な違いがあるという。これに最近の企業進出ブームによる派遣社員とその家族が入り組んで複雑な側面を持っている。日系二、三世の中には、日系社会から脱出してブラジル人と結婚するものが年々増加しており、ダイナミックに融合するブラジル社会に溶け込んだ層も非常に多い。こうした多様な広がりをもつ日系社会を更に「日系コロニア」としてくることが自体に無理が生じてきたというべきである。勿論、ブラジルにも日本語がまかり通り、日本のしきたりや商習慣が現在なお現地で根強く残っているところはある。

日系人のほとんどは農業から出発したが、二世、三世になると農業から離れて商工業や自由業、さらに政界、司法界に中広く進出している。もっとも農業に果たす日系人の役割の大きさはいまも昔も変わっていない。アマゾンの原野に乗り込んでビメンタやジュートを栽培し、国際商品に育てあげたのも日系人である。南部の穀倉地帯ではコーヒー、トマト、ジャガイモ、米を大規模に生産し、リオデジャネイロやサンパウロの大都市、消費地に農産物を供給しているのも日系人である。肉牛改良にも日系人が活躍し、ことし春の国際品評会である日系人が優勝した。ブラジルの広大な国土の中で未開発のまま放置されてきたセラード開発についても、コチア産業組合中央会の手を通じて開発の端緒が切り開かれつつある。

人工都市ブラジリアを建設した際、連邦政府は都市づくりの一環としてまず、日系農家を郊外に名指して導入したという。これなどは日系農家の現地社会での高い評価を端的に反映した証拠である。ポルトガル、スペイン、ドイツ、イタリアなどにくらべるとブラジルへの日系人の進出の歴史は比較的浅い。しかし現地社会への浸透ぶりは急ピッチで進んでいるわけだし、障害を乗り越える努力が続けられている。ブラジルで指導層を形成しているサンパウロ州立総合大学への日本人の就学率、合格率が非常に高いという。これ一つをみても、日系人の将来の活躍ぶりを保証するものといえよう。少なくとも、同じ日系移民国である。米国、ペルー、アルゼンチン、パラグアイでの活躍ぶりとはスケールが違うことだけは確かである。

(参 考) 日系人のブラジル政界等への進出状況

| | |
|-----------|-----|
| 連 邦 議 員 | 5 |
| 州 長 官 | 1 |
| 州 議 員 | 7 |
| 市 長 | 13 |
| 副 市 長 | 14 |
| 市 会 議 長 | 13 |
| 市 会 議 員 | 137 |
| 大 学 教 授 | 18 |
| 大 学 助 教 授 | 23 |
| 判 事 | 5 |
| 検 事 | 24 |

3 日伯貿易

日伯の貿易規模は我国企業の国際化志向が明確となった'70年代以降、急速に拡大の一途をたげている。'70年の貿易量(往復)は前年比4割増の383百万\$であった。それ以降ぐんぐん量的拡大を続け'73年に1,045百万\$となり、ピークの'74年には一挙に前年比2倍の2,046百万\$にはね上がった。しかし昨年は往復で1,813百万\$と過去8年間で初めて前年実績を下回った。特に日本からのブラジル輸出は、'74年の1,389百万\$から昨年の'75年には927百万\$と前年比33%もの大減少であった。ブラジルの輸入規制が大きく影響したことが示されている(特に鋼材の輸出不振が目立つ)。この結果、日伯貿易のわが国の出超率が大きく縮小することになった。一方、わが国のブラジル向け資本投資については、投資件数においてブラジルブームを反映して、'73年3月末の累計283件から'74年405件と大増にふえた。'75年は景気後退に見舞われた結果、件数の伸び悩みがみられ、3月末累計で561件となっている。投資残高の推移をみると、伸び悩みはさらに顕著で'73年3月末の568百万\$、'74年1,003百万\$、'75年1,164百万\$となっている。投資件数の増加に比べ投資額の伸び悩みの結果、ブラジルにおける国別投資順位でわが国は前年の3位(米国1位、西独2位)から'75年は第4位に下がった。

4 外資政策の基本と外資導入状況

ブラジルは外資の進出を基本的には歓迎しており、①輸出に貢献する企業、②新しい企業、③技術進歩をもたらす産業、④地域開発に貢献する産業のような性格を有する企業には、諸税の減税、土地の無償供与など各種のインセンティブを与えている。しかし、最近政府はこうした外資歓迎の姿

勢を徐々に改めてきており、電力、製鉄、石油などの基幹産業部門その他の重化学工業部門、金融部門などに対し外資の資本参加比率を制限するようになってきている。

いずれにせよ、ブラジルでは外資の活動は原則として自由とされているので、ブラジルへの外国投資は活発である。'72年に12月末現在のブラジルにおける各国の直接投資残高をみると、米国1,272百万\$、西独372百万\$、カナダ353百万\$である。日本は192百万\$となっており、すべてを含めた外国資本の投資残高3,404百万\$の5.6%であった。しかし、ブラジル中央銀行の調べによれば、日本の対ブラジル投資残高は'73年6月末の232百万\$から'75年6月末には739百万\$と2年間でいっきに3.1倍に急増した。対ブラジル投資に占める国別順位でも'73年の6位から'75年には米国、西独について第3位に躍進した。

一方、資本投資の増大と並行して通商関係も目覚ましい拡大をとげており、'70年の貿易規模(往復)383百万\$が'73年には1,063百万\$、'75年には1,810百万\$と5年間で約5倍に膨れ上がっている。資源を持ちながら資本、技術に乏しいブラジルと資本、技術を持ちながら資源に恵まれない日本とは経済的に格好の相互補完関係にある。加えてブラジルは対米協調を基調としながらも、過度の対米依存におちいるのを恐れて西独、フランス、英国、カナダなどとも提携し、対ブラジル投資国の分散とバランスを図ることに努力してきており、日本との経済的結びつきは、こうした面からも強固になってきている。

日系企業の進出件数もブラジル日本商工会議所の調べでは、'73年3月末の347社から'75年3月末の561社と2年間で1.6倍となっている。

5. 外資政策のポイント

(1) 外国投資の認可

一般に外国資本は国内資本と同様に扱われ、ブラジルに外国から投資を行う場合、ブラジル国内で事前の承認を受けることは義務づけられていない。しかし外国からの投資が行われて後、30日以内に中央銀行への登録が必要である。また、外国からの直接投資の他、融資、現物投資をする場合及び元本償還再投資や利益、配当、ロイヤリティなどを外国に送金する場合も、中央銀行に登録するよう義務づけられている。

(2) 技術援助契約

技術援助契約を結ぶ場合はINPI(国家工業所有権局)に登録しなければならない。また、技術援助料を本国に送金するには、中央銀行に登録しなければならない。

(3) 出资方式

出資は現金、配当金、資本財、技術、ノウハウによるものが可能である。外国資本または融資による機械設備の輸入または現物出資はCACEX(ブラジル銀行外国貿易局)の審査をうける。国内に類似品がある場合にはCDI(工業開発審議会)の特典による輸入は許可されない。

(4) 利益、配当金、元本の送金

「対外利潤送金規制法」により、①元本償還、利益の再投資、利益配当金、ロイヤリティなどの外国送金の場合、中央銀行（為替管理局）に登録しなければならない。登録すれば送金する権利が生ずる。②国際収支に重大な不均衡が生じた時、またはおそれのあるときは一定期間利潤送金が登録資本及び再投資額の年10%に制限されることがある。③ブラジルにある支社が外国本社の特許マークを使用しても、ロイヤリティ送金を行うことはできない。④3年間の年平均利潤送金額が登録資本の12%を超える対外利潤送金を行うと補助税が課される。⑤元本の引揚げについては、国際収支上の理由により禁止されることがある。

| 送金済み利潤の資本に対する割合 | 税率 |
|-----------------|-----|
| 12～15% | 40% |
| 15～25% | 50% |
| 25%以上 | 60% |

(5) 資本財、原材料の現地調達、国産化比率

国産化比率に関する明確な法的規制はないが、政府の方針は国産化比率を高めることにある。CDIはそのインセンティブを得た企業に対し国産類似品のない機械設備の輸入に対し3年から5年を限度に輸入関税を免除しているが、同時に5年以内に同じ機械設備を含め100%国産化すべく計画書を出させ国産化を奨励している。

(6) 現地人雇用比率

ブラジルは自国民労働者を保護する建前をとっており、総合労働法第352条（通称3分の2法）により、企業は役員以外の従業員の数及び給与の3分の2をブラジル人割当としなければならないとしている。ここでいうブラジル人とは、①生来のブラジル人、②帰化ブラジル人、③10年以上ブラジルに居住し、配偶者にブラジル人を持つ者を意味するが、ブラジルで出生した子を持つ親なども労働法上ブラジル人とみなされる。また外国人の就業については1970年1月から発効した大統領令第941号「外国人規制法」により、外国人が就業できない分野ができた。（一例では、国内に居住していない外国人の国内農地所有）

(7) 外資に対する資金調達規制

長期資金は中央銀行、ブラジル銀行などの各種基金及び開発銀行から調達することができる。しかし、この融資も国内企業及び50%以上がブラジル資本である合弁企業が優先されるとされている。ブラジル資本と合弁の形をとらない外資が中央銀行などの公的金融機関から融資を受けようとする場合、ブラジルへ貢献するような企業でなければ困難といわれている。企業は外国から資金を導入することが最も普通であるが、1973年7月の通貨審議会決定により10年以上の長期融資でなければならないことになった。

(8) 輸出奨励

ブラジル政府は数多くの輸出奨励法で特典を与え輸出振興を図っている。輸出に貢献した企業は、①所得税の減免、②工業製品税 (IPI) の減免及びクレジット、③商品流通税 (ICM) の減免、④関税払戻し、⑤輸出向け中古プラントの輸入関税免除、⑥ SUDENE、SUDAMと同じ所得税免除がある。なお輸出を約定としてCDI (工業開発審議会) のインセンティブを受けたり、BE-FIEX (輸出特別プログラム) の特典を享受することが可能であるが、その際には当然輸出義務が生じることになる。

